

第486回 岡山地方最低賃金審議会資料

資料目次

資料No.

No. 1 岡山地方最低賃金審議会委員名簿
岡山県最低賃金専門部会委員名簿

No. 2 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

No. 3 令和2年賃金改定状況調査結果（目安関係資料）

- ① <調査の概要>
- ② 第1表 賃金改定実施状況別事業所割合
- ③ 第2表 事業所の平均賃金改定率
- ④ 第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値
- ⑤ 第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率
- ⑥ 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合
- ⑦ 参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合
- ⑧ 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

No. 4 春季賃上げ妥結状況（令和2年）

No. 5 時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）

No. 6 令和2年度岡山県最低賃金基礎調査結果（令和2年7月17日時点版）

- ① 岡山県最低賃金基礎調査結果報告書
- ② 岡山県最低賃金基礎調査結果（令和2年6月）
- ③ 総括表（1）
- ④ 総括表（2）
- ⑤ 岡山県最低賃金基礎調査結果（経年）：特性値
- ⑥ 最低賃金改正の影響率
- ⑦ 時間額に対するその該当労働者の分布
- ⑧ 賃金階級に対する労働者の累積度数分布（前年度との比較）
- ⑨ 賃金階級に対するその該当労働者数（復元数）の分布（前年度との比較）
- ⑩ 賃金階級（100円刻み）に対する該当労働者（復元数）の分布
(前年度との比較)

No. 7 岡山県最低賃金年別時間額引上額

No.8 岡山県最低賃金年別時間額引上率・影響率

No.9 世帯人員数別（1人）標準生計費の推移（岡山市）

No.10 初任給の状況

- ① 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差
- ② 決定初任給（高校卒）の推移（全国）表

No.11 パート労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

パート労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

No.12 岡山県金融経済月報（2020年7月1日）

No.13 岡山県内経済情勢報告（令和2年4月）

No.14 中小企業・小規模事業者に対する支援施策

No.15 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等

- ① 労働組合岡山マスカットユニオン
- ② 岡山県労働組合会議
- ③ 岡山医療生協労働組合
- ④ 生協労組おかやま
- ⑤ 倉敷医療生協労働組合（パート部）

岡山地方最低賃金審議会委員名簿

令和2年4月9日現在

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益代表	財津唯行	弁護士
	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科 教授
	益田佐和子	岡山家庭裁判所 家事調停委員
	八木一郎	岡山理科大学経営学部経営学科 教授
	横山純子	弁護士
労働者代表	浅山里奈	UAゼンセン 岡山県支部 次長
	小林陽一	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
	内藤陽介	電機連合岡山地方協議会 副議長
	野瀬仁志	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 幹事
	宮原俊友	自動車総連 岡山地方協議会 議長
使用者代表	石黒和之	(株)共立精機 代表取締役社長
	加藤利通	岡山県経営者協会 事務局長
	鶴海元	カーツ(株) 監査役
	錦織勝輝	ナカシマプロペラ(株) 人事部 部長
	積野博通	(株)天満屋コーポレート部門人事総務管掌執行役員

(注)五十音順

岡山県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月29日任命

岡山労働局

区分	氏名	現職
公益代表	財津唯行	弁護士
	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科 教授
	八木一郎	岡山理科大学経営学部経営学科 教授
労働者代表	浅山里奈	UAゼンセン 岡山県支部 次長
	小林陽一	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
	宮原俊友	自動車総連 岡山地方協議会 議長
使用者代表	石黒和之	(株)共立精機 代表取締役社長
	加藤利通	岡山県経営者協会 事務局長
	鶴海元	カーツ(株) 監査役

(注)五十音順 ◎は部会長 ○は部会長代理

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を發揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらかろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配意した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参照し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取扱選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中にあっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相當に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

令和2年賃金改定状況調査結果

<調査の概要>

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業、小売業
 - (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業、飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
 - (カ) 医療、福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所
 - (1) 数 15,641 事業所
 - (2) 選定の方法
事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%

4. 集計労働者 30,527人
5. 調査事項 [基準となる期日又は期間]
 - (1) 事業所に関する事項
 - イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和2年6月1日現在〕
 - ロ 事業所の労働者数〔令和2年6月1日現在〕
 - ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和2年6月分〕
 - ニ 事業所の年間所定労働日数〔平成30年度分、令和元年度分〕
 - ホ 賃金改定状況〔令和2年1月～6月〕
 - (2) 労働者に関する事項
 - イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和2年6月1日現在〕
 - ロ 賃金形態〔令和2年6月分〕
 - ハ 基本給額、諸手当〔令和元年6月分、令和2年6月分（見込額）〕
 - ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和元年6月分、令和2年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和2年調査の第1～4表及び参考2における当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

（参考）令和2年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和2年調査
産業	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>E－製造業 ： I－卸売業、小売業 ： M－宿泊業、飲食サービス業 ： P－医療、福祉 ： その他のサービス業（※） = 6 : 3 : 1 : 1 : 2</p> <p>（※）その他のサービス業とは、 L－学術研究、専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業、娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の3産業を合わせたもの。</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>日本標準産業分類の産業大分類に基づき、 E－製造業 I－卸売業、小売業 M－宿泊業、飲食サービス業 P－医療、福祉 L－学術研究、専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業、娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の7産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。</p>
事業所規模	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>事業所規模 1～9人 : 10～29人 = E－製造業 2 : 1 I－卸売業、小売業 3 : 1 M－宿泊業、飲食サービス業 3 : 1 P－医療、福祉 3 : 1 その他のサービス業 3 : 1</p>	<p>○調査対象事業所数の配分</p> <p>すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。</p>
地域	<p>○調査対象範囲</p> <p>各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。</p>	<p>○調査対象範囲</p> <p>すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。</p>

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(5)

ランク	計	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業	
		1～6月に賃金引上げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	計
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	26.3	2.7	58.7
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	100.0	31.0	3.4	53.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	100.0	38.1	0.6	50.9
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	100.0	45.2	0.0	38.8
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3
R 1 年	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	100.0	46.8	1.1	41.2

ランク	計	生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他の分類されないもの)	
		1～6月に賃金改定を予定する事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を予定する事業所	計	1～6月に賃金改定を予定する事業所
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	100.0	21.9
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	100.0	34.6
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	100.0	34.1
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7
R 1 年	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(53.2)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業」、「サービス業(他の分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
 そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	産業計	賃金引上げ実施事業所										賃金改定実施事業所及び連結事業所の合計												
		製造業	卸売業 小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、小売業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、小売業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業、小売業	生活関連サービス業、娯楽業	サービス(他に分類されないもの)		
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-3.2	-13.6	-20.0	-23.2	-0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	1.0	0.9		
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-21.4	-5.0	-1.2	-33.0	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.2	
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6	-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2	
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4	-7.9	-15.3	-4.6	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.5	1.3			
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	
R 1 年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	(-1.1)	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	(1.3)

(注) 1 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に収録していた。
 そのため、当該3産業の令和元年の数値(括弧内の数値)については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

2 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業		
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44
R 1年	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50
									(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）		
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数 (Q1)
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50
R 1年	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53
									(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてあるたるものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

3 令和元年調査では、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 格 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
	1時間当たり賃額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃額		1時間当たり賃金額	
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月
A 1,589 1,611 1.4 1.3 1,470 1,489 1.3 0.9 1,626 1,644 1.1 0.9 1,898 1,918 1.1 (0.2) 1,244 1,276 2.6 1.2 1,365 1,391 1.9 (0.2) 1,486 1,506 1.3 3.3 1,712 1,723 0.9 (0.2)																
B 1,468 1,464 0.4 0.8 1,401 1,401 0.0 0.5 1,486 1,488 0.1 0.7 1,792 1,786 -0.3 (0.9) 1,106 1,129 2.1 1.8 1,110 1,123 1.2 (0.9) 1,363 1,383 1.5 0.6 1,603 1,623 1.2 (0.9)																
C 1,359 1,380 1.5 1.1 1,341 1,351 0.7 0.9 1,389 1,408 1.4 1.0 1,666 1,700 2.7 (0.1) 1,067 1,095 2.6 2.3 1,236 1,233 -0.2 (0.1) 1,258 1,267 0.7 2.3 1,348 1,366 1.3 (0.1)																
計 D 1,230 1,241 0.9 1.9 1,163 1,182 1.6 1.4 1,288 1,286 -0.2 1.5 1,497 1,518 1.4 (2.0) 934 1,008 1.4 3.1 1,045 1,052 0.7 (2.0) 1,203 1,220 1.4 2.2 1,262 1,283 1.7 (2.0)																
計 E 1,455 1,472 1.2 1.3 1,381 1,393 0.9 0.9 1,487 1,499 0.8 0.9 1,770 1,790 1.1 (0.6) 1,132 1,158 2.3 1.7 1,247 1,262 1.2 (0.6) 1,367 1,384 1.2 2.2 1,540 1,558 1.2 (0.6)																
A 1,856 1,874 1.0 0.9 1,671 1,689 1.1 1.0 1,848 1,865 0.9 0.5 2,256 2,287 1.4 (-0.2) 1,441 1,448 0.5 1.7 1,539 1,546 0.5 (-0.2) 1,708 1,715 0.4 3.5 1,882 1,893 0.6 (-0.2)																
B 1,763 1,769 0.3 0.4 1,648 1,643 -0.3 0.1 1,759 1,760 0.1 0.7 2,142 2,150 0.4 (0.2) 1,246 1,270 1.9 -0.1 1,193 1,202 0.8 (0.2) 1,530 1,547 1.1 1.1 1,885 1,918 1.8 (0.2)																
男 C 1,637 1,657 1.2 0.7 1,573 1,582 0.6 0.7 1,665 1,677 1.3 0.5 1,910 1,955 2.4 (-0.3) 1,233 1,241 0.6 2.6 1,486 1,496 0.7 (-0.3) 1,419 1,415 -0.3 3.6 1,525 1,537 0.7 (-0.3)																
D 1,462 1,472 0.7 1.4 1,349 1,369 1.5 1.0 1,497 1,495 -0.1 1.6 1,669 1,712 2.6 (1.9) 1,157 1,144 -1.1 1.2 1,178 1,179 0.1 (1.9) 1,310 1,323 1.0 -0.4 1,396 1,431 2.5 (1.9)																
計 E 1,730 1,745 0.9 0.8 1,601 1,612 0.7 0.7 1,739 1,751 0.7 0.7 2,053 2,056 1.6 (0.2) 1,310 1,318 0.6 1.3 1,409 1,416 0.5 (0.2) 1,541 1,550 0.6 2.3 1,740 1,758 1.0 (0.2)																
A 1,355 1,379 1.8 1.9 1,171 1,191 1.7 1.3 1,340 1,359 1.4 1.8 1,599 1,612 0.8 (1.1) 1,179 1,219 3.4 -1.1 1,265 1,301 2.8 (1.1) 1,440 1,461 1.5 3.4 1,426 1,450 1.7 (1.1)																
B 1,199 1,209 0.8 1.7 1,060 1,066 0.6 1.6 1,210 1,214 0.3 1.4 1,401 1,392 -0.6 (1.9) 1,060 1,082 2.1 3.2 1,069 1,082 1.2 (1.9) 1,322 1,342 1.5 0.4 1,269 1,281 0.9 (1.9)																
C 1,116 1,141 2.2 2.0 1,003 1,017 1.4 1.6 1,110 1,130 1.8 2.8 1,284 1,333 3.8 (0.5) 1,008 1,041 3.3 2.1 1,112 1,110 -0.2 (0.5) 1,228 1,238 0.8 2.1 1,162 1,183 1.8 (0.5)																
D 1,047 1,060 1.2 2.4 938 965 2.9 2.3 1,066 1,066 0.0 1.7 1,205 1,222 1.4 (1.9) 956 973 1.8 3.4 938 951 1.4 (1.9) 1,175 1,193 1.5 2.8 1,091 1,105 1.3 (1.9)																
計 F 1,220 1,240 1.6 1.9 1,070 1,086 1.5 1.6 1,210 1,223 1.1 1.9 1,461 1,476 1.0 (1.3) 1,076 1,106 2.8 2.0 1,154 1,175 1.8 (1.3) 1,330 1,348 1.4 2.3 1,271 1,291 1.6 (1.3)																

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」の数値を参考値として算出している。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」として算出している。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

		賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して				(%)
ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	変わらない、	早い、	遅い、	その他	
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4	
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3	
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2	
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8	
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9	
R 1 年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1	

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産業・計					製造業					卸売業・小売業					学術研究、専門・技術サービス業							
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.6	19.0	44.5	3.9	100.0	9.4	1.9	18.1	67.4
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	6.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4	100.0	4.4	4.2	25.7	59.8
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3	100.0	4.0	1.2	18.4	74.5
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	25.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0	100.0	12.1	1.3	32.7	50.2
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7
R ₁	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)
年																							(5.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業(他に分類されないもの)							
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0	100.0	17.8	3.2	14.4	61.4
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	5.6	100.0	18.9	3.1	9.4	62.5
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7	100.0	15.9	0.0	24.8	55.6
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9	100.0	14.7	0.0	21.7	58.0
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5
R ₁	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	(100.0)	(26.2)	1.7	9.9	55.3	7.0	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)
年																							(5.3)

- (注) 1 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は準備の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定
 2 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業(括弧内の数値)」、「サービス業(他に分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)	
平成30年度	令和元年度
245.0	243.7

春季賃上げ妥結状況（令和2年）

（令和2年7月27日現在）

区分	調査対象	令和2年度			令和元年		
		集計月日	企業・組合数 組合	金額(円) 賃上率(%)	企業・組合数 組合	金額(円) 賃上率(%)	
大企業 経団連	1,000人以上 大手（原則として東証一部上場、従業員数500人以上）	7月6日	446	5,817 1.92	471	6,430 2.12	
	100人以上300人未満	5月21日	86	7,297 2.17	114	8,200 2.43	
中小企業 経団連	100人未満	7月6日	1,428	4,605 1.82	1,526	4,949 1.97	
	中小（従業員500人未満）	6月12日	2,028	4,065 1.76	2,454	4,288 1.87	

（注）1 純額、率とも平均賃金方式による加重平均。

2 令和2年については、連合調べは令和2年7月6日公表分

3 経団連調べの大手については、令和元年度は7月16日集計、令和2年度は、5月21日集計

資料24

春季賃上げ妥結状況（岡山県）

(令和2年7月27日現在)

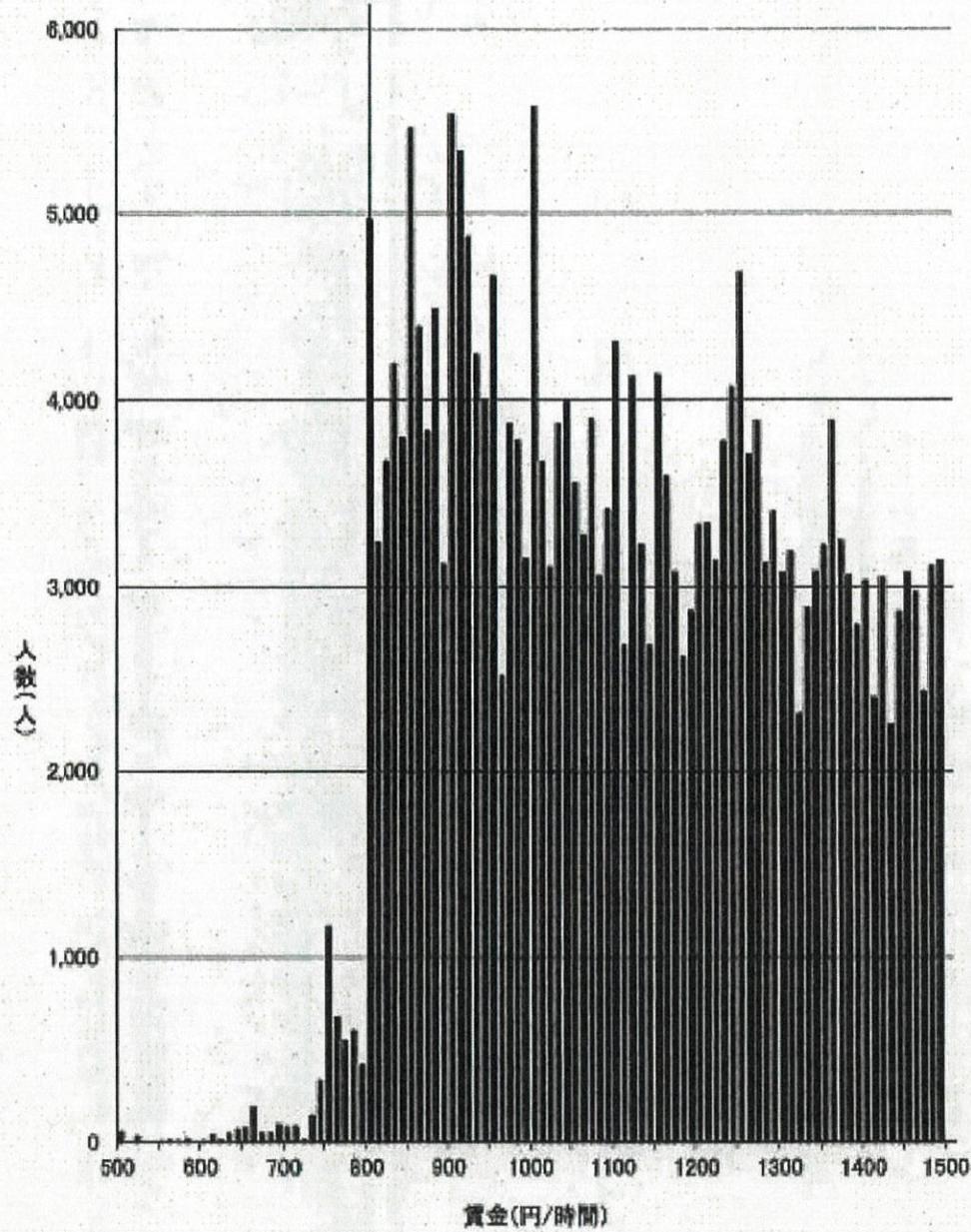
区分	調査対象	令和2年				令和元年	
		集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上率(%)	金額(円)	賃上率(%)
連合岡山	合 計	7月6日	81	4,048	1.66	4,252	1.81
	300人未満		63	3,936	1.60	4,081	1.75
経営者協会	県内企業	6月22日	42	4,391	1.71	4,866	1.88

時間当たりの賃金分布

資料No. 5

岡山(C)

807円



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

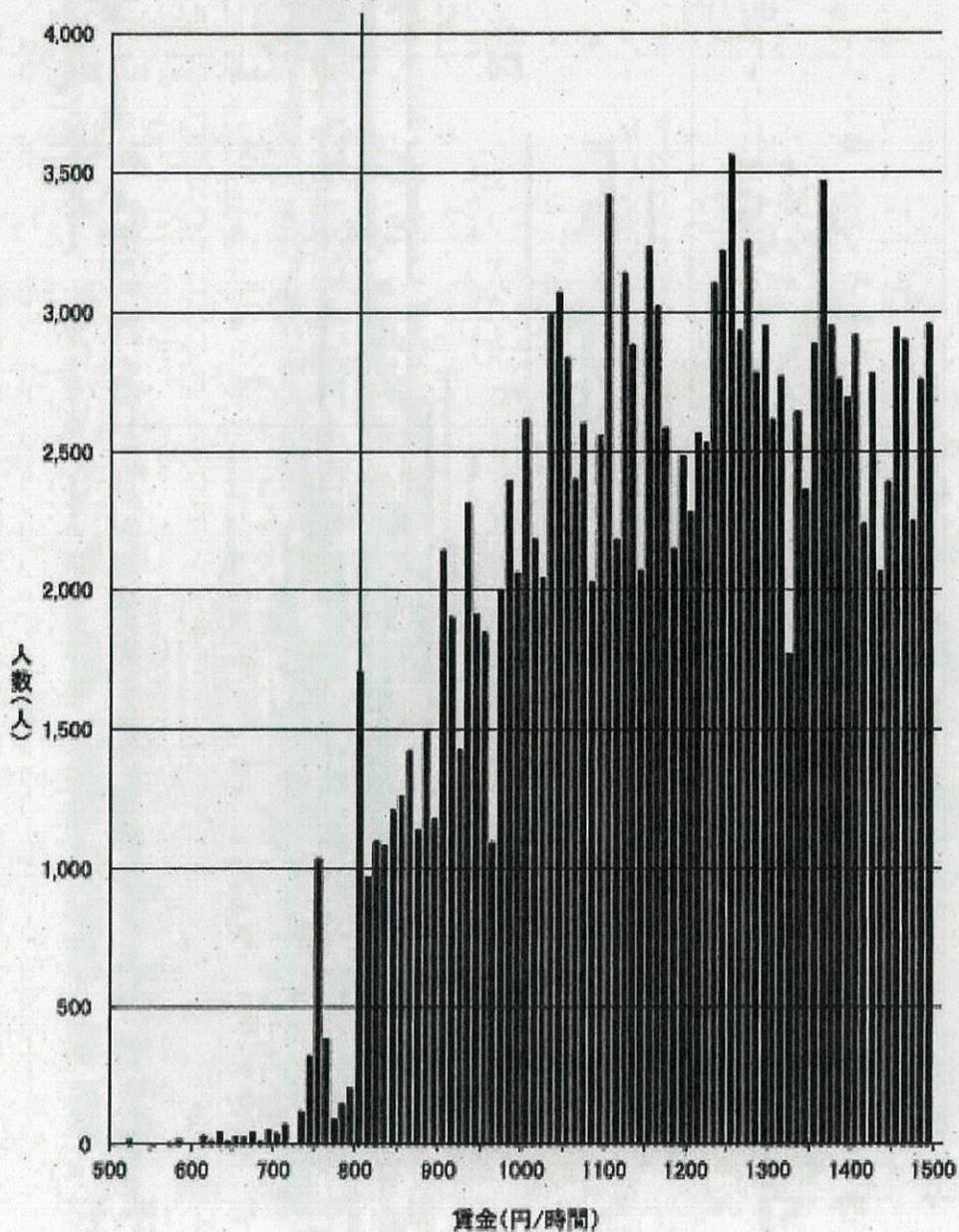
一般・短時間計

時間当たりの賃金分布

資料No. 5

岡山(C)

807円



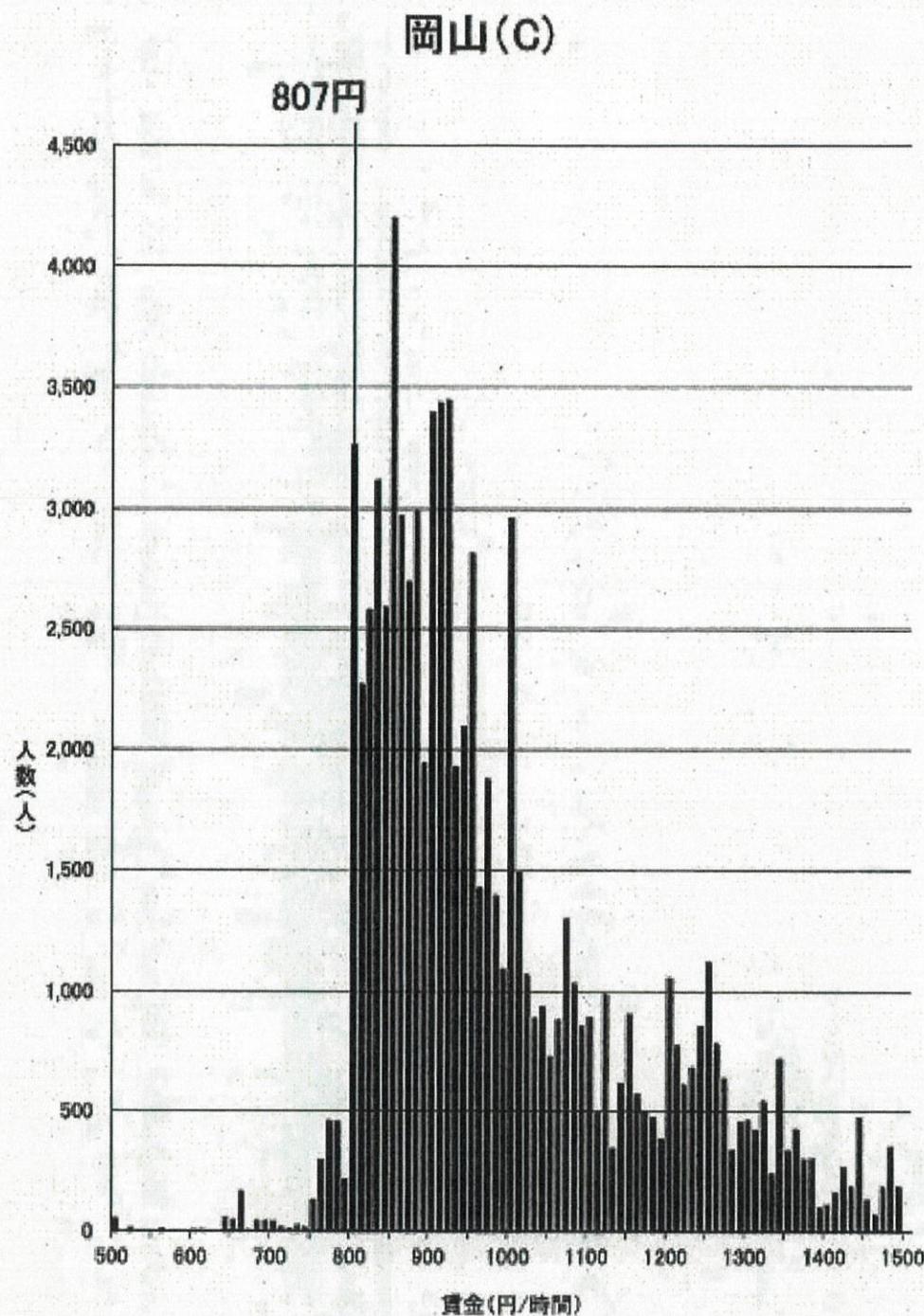
資料出所: 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

時間当たりの賃金分布

資料No.5



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び
1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岡山県最低賃金基礎調査結果報告書 (令和2年度分)

(令和2年7月17日時点版)

I 令和2年度 最低賃金基礎調査実施要領

1 調査の趣旨

本調査は、最低賃金の改正決定等の審議のための基礎資料を得ることを目的として、岡山県内における地域別最低賃金の対象となる賃金労働者の賃金実態を明らかにしようとするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

岡山県全域

(2) 産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業及び出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

3 調査事業所

前記2に掲げる産業に属し、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は100人未満、その他ウ～クまでの産業は30人未満の労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法により抽出された営事業所

4 調査労働者

前記3の調査事業所のうち、30人未満の労働者を雇用する事業所については雇用される全ての労働者、30～100人未満の労働者を雇用する事業所については雇用される労働者の2分の1（臨時労働者・パートタイム労働者を含む。）

5 調査事項

令和2年6月分の所定内賃金等

6 集計

調査結果を母集団に復元して集計した

集計調査事業所数	347	事業所
----------	-----	-----

集計調査労働者数	3,251	人
----------	-------	---

復元母集団労働者数	273,135	人
-----------	---------	---

II 最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率

(単位 %)

区分	地域別 (男女別)	最低賃金未満率
現 行 額 (833円)	男	0.76 (1.17)
	女	1.79 (3.73)
	合 計	1.34 (2.61)

()内は前年

III 最低賃金基礎調査における特性値一覧表

(単位 円)

項目	地域別	岡山県合計
月 平 均 賃 金 額		183,913 173,418
時 間 当 た り 平 均 賃 金 額		1,281 (1,247)
第 1 . 2 0 分 位 数		840 (807)
第 1 . 1 0 分 位 数		850 (820)
第 1 . 4 分 位 数		900 (885)
中 位 数		1,111 (1,083)

()内は前年

岡山県最低賃金基礎調査結果（総括表（1）の左半分を拡大したもの）

【上段】累積労働者数、【下段】累積構成比

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	273,135	109,719	132,013	31,403
円	3,105	2,017	869	219
- 822	(1.1)	(1.8)	(0.7)	(0.7)
823 - 823	3,105	2,017	869	219
824 - 824	3,105	2,017	869	219
825 - 825	3,105	2,017	869	219
826 - 826	3,212	2,124	869	219
827 - 827	3,310	2,124	967	219
828 - 828	3,310	2,124	967	219
829 - 829	3,310	2,124	967	219
830 - 830	3,649	2,463	967	219
831 - 831	3,649	2,463	967	219
832 - 832	3,649	2,463	967	219
833 - 833	6,883	4,691	1,761	431
834 - 834	6,883	4,691	1,761	431
835 - 835	7,983	4,702	2,849	431
836 - 836	8,081	4,702	2,947	431
837 - 837	8,311	4,702	3,177	431
838 - 838	8,475	4,702	3,341	431
839 - 839	8,574	4,702	3,439	432
840 - 840	16,443	7,264	8,577	602
	16,540	7,264	8,675	602

841 -	841	(6.1)	(6.6)	(6.6)	(1.9)
		16,638	7,264	8,773	602
842 -	842	(6.1)	(6.6)	(6.6)	(1.9)
		16,934	7,264	9,069	602
843 -	843	(6.2)	(6.6)	(6.9)	(1.9)
		17,032	7,264	9,167	602
844 -	844	(6.2)	(6.6)	(6.9)	(1.9)
		18,956	8,702	9,460	793
845 -	845	(6.9)	(7.9)	(7.2)	(2.5)
		19,065	8,713	9,558	793
846 -	846	(7.0)	(7.9)	(7.2)	(2.5)
		19,229	8,713	9,722	793
847 -	847	(7.0)	(7.9)	(7.4)	(2.5)
		19,334	8,720	9,820	793
848 -	848	(7.1)	(7.9)	(7.4)	(2.5)
		19,336	8,720	9,820	795
849 -	849	(7.1)	(7.9)	(7.4)	(2.5)
		46,918	17,431	27,953	1,535
850 -	850	(17.2)	(15.9)	(21.2)	(4.9)
		46,919	17,431	27,953	1,536
851 -	851	(17.2)	(15.9)	(21.2)	(4.9)
		46,921	17,431	27,953	1,538
852	852	(17.2)	(15.9)	(21.2)	(4.9)
		47,273	17,551	28,183	1,539
853	853	(17.3)	(16.0)	(21.3)	(4.9)
		47,286	17,551	28,196	1,539
854	854	(17.3)	(16.0)	(21.4)	(4.9)
		47,686	17,760	28,196	1,730
855	855	(17.5)	(16.2)	(21.4)	(5.5)
		47,789	17,862	28,196	1,731
856	856	(17.5)	(16.3)	(21.4)	(5.5)
		47,789	17,862	28,196	1,731
857	857	(17.5)	(16.3)	(21.4)	(5.5)
		47,791	17,862	28,196	1,733
858	858	(17.5)	(16.3)	(21.4)	(5.5)
		47,791	17,862	28,196	1,733
859	859	(17.5)	(16.3)	(21.4)	(5.5)
		48,712	18,320	28,524	1,868
860	860	(17.8)	(16.7)	(21.6)	(5.9)
		48,835	18,443	28,524	1,868
861	861	(17.9)	(16.8)	(21.6)	(5.9)
		48,835	18,443	28,524	1,868
862	862	(17.9)	(16.8)	(21.6)	(5.9)
		49,035	18,443	28,722	1,870
863	863	(18.0)	(16.8)	(21.8)	(6.0)
		49,071	18,443	28,722	1,906
864	864	(18.0)	(16.8)	(21.8)	(6.1)

865	865	49,360 (18.1)	18,443 (16.8)	28,820 (21.8)	2,097 (6.7)
866	866	49,510 (18.1)	18,592 (16.9)	28,820 (21.8)	2,098 (6.7)
867	867	49,694 (18.2)	18,708 (17.1)	28,886 (21.9)	2,099 (6.7)
868	868	49,760 (18.2)	18,708 (17.1)	28,952 (21.9)	2,099 (6.7)
869	869	49,943 (18.3)	18,825 (17.2)	29,018 (22.0)	2,100 (6.7)
870	870	53,384 (19.5)	19,639 (17.9)	31,529 (23.9)	2,215 (7.1)
871	871	53,501 (19.6)	19,755 (18.0)	31,529 (23.9)	2,216 (7.1)
872	872	53,501 (19.6)	19,755 (18.0)	31,529 (23.9)	2,216 (7.1)
873	873	53,633 (19.6)	19,755 (18.0)	31,662 (24.0)	2,216 (7.1)
874	874	53,638 (19.6)	19,755 (18.0)	31,667 (24.0)	2,216 (7.1)
875	875	54,841 (20.1)	20,354 (18.6)	31,974 (24.2)	2,513 (8.0)
876	876	54,991 (20.1)	20,503 (18.7)	31,974 (24.2)	2,514 (8.0)
877	877	55,089 (20.2)	20,503 (18.7)	32,072 (24.3)	2,514 (8.0)
878	878	55,620 (20.4)	20,503 (18.7)	32,072 (24.3)	3,045 (9.7)
879	879	55,849 (20.4)	20,621 (18.8)	32,072 (24.3)	3,156 (10.1)
880	880	60,060 (22.0)	22,264 (20.3)	34,622 (26.2)	3,174 (10.1)
881	881	60,254 (22.1)	22,266 (20.3)	34,622 (26.2)	3,366 (10.7)
882	882	60,254 (22.1)	22,266 (20.3)	34,622 (26.2)	3,366 (10.7)
883	883	60,611 (22.2)	22,382 (20.4)	34,852 (26.4)	3,377 (10.8)
884	889	61,880 (22.7)	23,016 (21.0)	35,050 (26.6)	3,814 (12.1)
890	899	64,694 (23.7)	24,315 (22.2)	36,025 (27.3)	4,354 (13.9)
900	909	75,496 (27.6)	31,028 (28.3)	39,551 (30.0)	4,917 (15.7)
910	919	76,455 (28.0)	31,146 (28.4)	40,084 (30.4)	5,224 (16.6)
		79,711	32,112	41,919	5,679

920	929	(29.2)	(29.3)	(31.8)	(18.1)
930	939	81,589 (29.9)	33,133 (30.2)	42,555 (32.2)	5,901 (18.8)
940	949	82,906 (30.4)	33,563 (30.6)	43,248 (32.8)	6,095 (19.4)
950	959	87,728 (32.1)	35,867 (32.7)	45,380 (34.4)	6,481 (20.6)
960	969	91,172 (33.4)	37,302 (34.0)	47,206 (35.8)	6,665 (21.2)
970	979	94,127 (34.5)	38,970 (35.5)	48,110 (36.4)	7,047 (22.4)
980	989	96,930 (35.5)	40,810 (37.2)	49,027 (37.1)	7,092 (22.6)
990	999	98,599 (36.1)	41,679 (38.0)	49,397 (37.4)	7,523 (24.0)
1000	1099	131,535 (48.2)	54,139 (49.3)	66,991 (50.7)	10,405 (33.1)
1100	1199	153,233 (56.1)	63,133 (57.5)	76,774 (58.2)	13,326 (42.4)
1200	1299	176,573 (64.6)	72,686 (66.2)	87,661 (66.4)	16,226 (51.7)
1300	1399	195,594 (71.6)	80,401 (73.3)	96,601 (73.2)	18,591 (59.2)
1400	1499	209,976 (76.9)	86,142 (78.5)	102,456 (77.6)	21,377 (68.1)
1500		273,135 (100.0)	109,719 (100.0)	132,013 (100.0)	31,403 (100.0)
月 平 均 賃 金 額		183,913	174,151	182,653	223,319
時 間 当 平 均 賃 金 額		1,281	1,267	1,268	1,381
月一人当たり労働時間数		139	134	137	162
第 1 . 2 0 分 位 数		840	840	840	855
第 1 . 1 0 分 位 数		850	850	850	879
第 1 . 4 分 位 数		900	900	880	1,001
中 位 数		1,111	1,100	1,088	1,278
四 分 位 偏 差 係 数		0.2524	0.2336	0.2613	0.2381

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

施活表(1) (産業・就業形態別の賃金額別年齢別、年齢別、年齢別)

令和2年 総括表(1) 賃業: (金て) (金て)
就業形態: (金て)

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)		合計		規模別			地域別						年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	全県		1~7歳以下	8~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上						
計	円	273,135	109,719	132,013	31,403	273,135				508	4,081	182,122	27,624	23,852		34,947		
822 -		3,105	2,017	869	219	3,105	(0.7)	(1.1)		254	1,423	(0.8)	107	377		944		
823 -		3,105	2,017	869	219	3,105	(0.7)	(1.1)		254	1,423	(0.8)	107	377		944		
824 -		3,105	2,017	869	219	3,105	(0.7)	(1.1)		254	1,423	(0.8)	107	377		944		
825 -		3,105	2,017	869	219	3,105	(0.7)	(1.1)		254	1,423	(0.8)	107	377		944		
826 -		3,212	2,124	869	219	3,212	(0.7)	(1.2)		254	1,423	(0.8)	107	377		944		
827 -		3,120	2,124	967	219	3,310	(0.7)	(1.2)		254	1,521	(0.8)	116	377		944		
828 -		3,120	2,124	967	219	3,310	(0.7)	(1.2)		254	1,521	(0.8)	116	377		944		
829 -		3,310	2,124	967	219	3,310	(0.7)	(1.2)		254	1,521	(0.8)	116	377		944		
830 -		3,649	2,463	967	219	3,649	(0.7)	(1.3)		254	1,637	(0.8)	125	377		1,060		
831 -		3,649	2,463	967	219	3,649	(0.7)	(1.3)		254	1,637	(0.9)	125	377		1,060		
832 -		3,649	2,463	967	219	3,649	(0.7)	(1.3)		254	1,637	(0.9)	125	377		1,060		
833 -		6,883	4,691	1,761	431	6,883	(2.5)	(1.3)		350	3,016	(8.6)	117	746		1,456		
834 -		6,883	4,691	1,761	431	6,883	(2.5)	(1.4)		350	3,016	(8.6)	117	746		1,456		
835 -		7,983	4,702	2,849	431	7,983	(2.9)	(1.4)		350	3,728	(4.8)	(3.1)	1,456		1,548		
836 -		8,081	4,702	2,947	431	8,081	(3.0)	(1.4)		350	3,826	(4.8)	(3.1)	1,456		1,548		
837 -		8,311	4,702	3,177	431	8,311	(4.3)	(1.4)		350	4,056	(4.8)	(3.1)	1,456		1,548		
838 -		8,311	4,702	3,177	431	8,311	(4.3)	(1.4)		350	4,056	(4.8)	(3.1)	1,456		1,548		
839 -		8,311	4,702	3,177	431	8,311	(4.3)	(1.4)		350	4,056	(4.8)	(3.1)	1,456		1,548		
840 -		16,443	7,264	8,577	602	16,443	(6.1)	(4.3)		98	1,034	(8.6)	(2.2)	1,413		944		
841 -		16,540	7,264	8,675	602	16,540	(6.1)	(4.3)		98	1,034	(8.6)	(2.3)	1,413		944		
842 -		16,638	7,264	8,773	602	16,638	(6.1)	(4.3)		98	1,034	(8.6)	(2.4)	1,413		944		
843 -		16,934	7,264	9,069	602	16,934	(6.6)	(4.3)		98	1,034	(8.6)	(2.5)	1,413		944		
844 -		17,032	7,264	9,167	602	17,032	(6.6)	(4.3)		98	1,034	(8.6)	(2.5)	1,413		944		
845 -		18,956	8,702	9,460	793	18,956	(6.9)	(4.9)		98	1,034	(8.6)	(2.5)	1,413		944		
846 -		19,065	8,713	9,558	793	19,065	(7.0)	(5.0)		98	1,132	(5.8)	(2.5)	1,525		1,548		

847 -	847	19,229	8,713	9,722	793	19,229	(7.0)					98	1,132	10,686	2,525	1,919	2,869
848 -	848	19,334	8,720	9,820	793	19,334	(7.0)					98	1,230	10,686	2,525	1,926	2,869
849 -	849	19,336	8,720	9,820	795	19,336	(7.0)					98	1,230	10,687	2,526	1,926	2,869
850 -	850	46,918	17,431	27,953	1,535	46,918	(7.0)					98	1,931	20,714	4,209	4,593	15,218
851 -	851	46,919	17,431	27,953	1,536	46,919	(7.0)					98	1,931	20,714	(11.4)	(15.2)	(19.3)
852	852	46,921	17,431	27,953	1,538	46,921	(7.0)					98	1,931	20,715	4,209	4,594	15,219
853	853	47,273	17,551	28,183	1,539	47,273	(7.0)					98	1,931	20,967	4,692	15,220	(43.6)
854	854	47,286	17,551	28,196	1,539	47,286	(7.0)					98	1,931	20,980	4,692	15,220	(43.6)
855	855	47,386	17,60	28,196	1,730	47,386	(7.0)					98	1,931	21,171	4,692	15,327	(43.6)
856	856	47,788	17,652	28,196	1,731	47,788	(7.0)					98	1,931	21,171	(11.6)	(19.7)	(43.9)
857	857	47,789	17,652	28,196	1,731	47,789	(7.0)					98	1,931	21,273	4,311	4,692	15,328
858	858	47,791	17,652	28,196	1,731	47,791	(7.0)					98	1,931	21,273	(11.7)	(19.7)	(43.9)
859	859	47,791	17,652	28,196	1,731	47,791	(7.0)					98	1,931	21,273	(11.7)	(19.7)	(43.9)
860	860	48,712	18,320	28,524	1,868	48,712	(7.0)					98	1,931	21,274	4,311	4,692	15,329
861	861	48,835	18,443	28,524	1,868	48,835	(7.0)					98	1,931	21,274	(11.7)	(19.7)	(43.9)
862	862	48,835	18,443	28,524	1,868	48,835	(7.0)					98	1,931	21,274	4,311	4,692	15,329
863	863	49,035	18,443	28,722	1,870	49,035	(7.0)					98	1,931	21,966	4,339	4,790	15,329
864	864	49,071	18,443	28,722	1,906	49,071	(7.0)					98	1,931	22,150	4,445	4,790	15,329
865	865	49,360	18,443	28,820	2,097	49,360	(7.0)					98	1,931	22,150	4,445	4,790	15,329
866	866	49,510	18,592	28,820	2,098	49,510	(7.0)					98	1,931	22,344	4,445	4,827	15,707
867	867	49,510	18,592	28,820	2,098	49,510	(7.0)					98	1,931	22,344	(11.6)	(20.2)	(44.9)
868	868	49,694	18,708	28,886	2,099	49,694	(7.0)					98	1,931	22,410	4,445	4,827	15,824
869	869	49,943	18,825	29,018	2,100	49,943	(7.0)					98	1,931	22,558	4,445	4,827	15,825
870	870	53,384	19,639	31,529	2,215	53,384	(7.0)					98	1,931	23,936	4,456	4,893	17,911
871	871	53,501	19,755	31,529	2,216	53,501	(7.0)					98	1,931	23,936	4,456	4,894	18,827
872	872	53,501	19,755	31,529	2,216	53,501	(7.0)					98	1,931	23,936	(11.6)	(20.5)	(51.6)
873	873	53,633	19,755	31,652	2,216	53,633	(7.0)					98	1,931	23,936	4,456	4,894	18,828
874	874	53,633	19,755	31,657	2,216	53,633	(7.0)					98	1,931	23,936	4,456	4,894	18,828

875	875	54,841 (20.1)	20,354 (18.6)	31,974 (24.2)	2,513 (8.0)	54,841 (20.1)				1,992 (38.5)	24,850 (13.6)	4,647 (16.8)	4,692 (20.9)	18,165 (52.0)
876	876	54,991 (20.1)	20,503 (18.7)	31,974 (24.2)	2,514 (8.0)	54,991 (20.1)				1,992 (38.5)	24,851 (13.6)	4,796 (17.4)	4,992 (20.9)	18,165 (52.0)
877	877	55,089 (20.2)	20,503 (18.7)	32,072 (24.3)	2,514 (8.0)	55,089 (20.2)				1,992 (38.5)	24,949 (13.7)	4,796 (17.4)	4,992 (20.9)	18,165 (52.0)
878	878	55,620 (20.4)	20,503 (18.7)	32,072 (24.3)	3,045 (9.7)	55,620 (20.4)				1,992 (38.5)	25,351 (48.8)	4,833 (17.5)	5,083 (21.3)	18,165 (52.0)
879	879	55,849 (20.4)	20,621 (18.8)	32,072 (24.3)	3,156 (10.1)	55,849 (20.4)				1,992 (38.5)	25,550 (48.8)	4,852 (14.0)	5,083 (17.6)	18,176 (52.0)
880	880	60,060 (22.0)	22,264 (20.3)	34,622 (26.2)	3,174 (10.1)	60,060 (22.0)				2,090 (57.8)	28,123 (51.2)	4,852 (17.5)	5,426 (22.7)	19,276 (55.2)
881	881	60,624 (22.1)	22,266 (20.3)	34,622 (26.2)	3,366 (10.7)	60,624 (22.1)				2,091 (57.8)	28,221 (51.2)	4,852 (17.5)	5,521 (23.1)	19,276 (55.2)
882	882	60,624 (22.1)	22,266 (20.3)	34,622 (26.2)	3,377 (10.7)	60,624 (22.1)				2,091 (57.8)	28,221 (51.2)	4,852 (17.5)	5,521 (23.1)	19,276 (55.2)
883	883	60,624 (22.2)	22,266 (20.4)	34,622 (26.4)	3,366 (10.8)	60,624 (22.2)				2,091 (57.8)	28,221 (51.2)	4,852 (17.5)	5,521 (23.1)	19,276 (55.2)
884	884	61,880 (22.7)	23,016 (21.0)	35,050 (26.6)	3,814 (12.1)	61,880 (22.7)				2,091 (78.8)	29,351 (51.2)	4,870 (16.1)	5,539 (17.6)	19,628 (55.2)
889	889	64,694 (23.7)	24,315 (22.2)	36,025 (27.3)	4,354 (13.9)	64,694 (23.7)				2,091 (78.8)	30,725 (51.2)	4,998 (16.9)	6,394 (17.8)	20,060 (57.4)
900	900	75,496 (27.6)	31,028 (28.3)	39,551 (30.0)	4,917 (15.7)	75,496 (27.6)				508 (100.0)	2,208 (55.2)	2,254 (20.4)	3,1160 (20.3)	22,904 (65.5)
910	910	76,455 (28.0)	31,146 (28.4)	40,084 (30.4)	5,224 (16.6)	76,455 (28.0)				2,254 (54.1)	3,7729 (20.7)	5,868 (21.2)	7,160 (30.0)	22,935 (65.6)
920	920	79,711 (29.2)	32,112 (31.8)	41,919 (32.2)	5,679 (18.1)	79,711 (29.2)				2,254 (55.2)	39,478 (21.7)	6,099 (22.1)	7,893 (33.1)	23,479 (67.2)
930	930	81,589 (29.9)	33,133 (30.2)	42,655 (32.2)	5,901 (18.8)	81,589 (29.9)				2,254 (55.2)	40,794 (22.4)	6,216 (22.5)	8,133 (34.1)	23,684 (67.8)
940	940	82,906 (30.4)	33,563 (30.6)	43,248 (32.8)	6,095 (19.4)	82,906 (30.4)				2,370 (58.1)	41,759 (22.9)	6,338 (22.9)	8,235 (34.5)	23,696 (67.8)
950	950	87,728 (32.1)	35,867 (32.7)	45,380 (34.4)	6,481 (20.6)	87,728 (32.1)				2,370 (58.1)	44,469 (24.4)	6,492 (23.5)	9,821 (41.2)	24,138 (69.1)
960	960	91,172 (33.4)	37,302 (34.0)	47,206 (35.8)	6,665 (21.2)	91,172 (33.4)				2,370 (66.5)	47,181 (25.9)	6,624 (24.0)	9,988 (41.9)	24,157 (69.1)
970	970	94,127 (34.5)	38,970 (34.5)	48,110 (36.4)	7,047 (22.4)	94,127 (34.5)				3,026 (34.5)	49,192 (24.1)	6,701 (22.0)	10,222 (42.9)	24,478 (70.0)
980	980	96,930 (35.5)	40,810 (37.2)	49,027 (37.1)	7,092 (22.6)	96,930 (35.5)				3,138 (77.4)	51,187 (28.1)	6,972 (25.2)	10,561 (44.3)	24,544 (70.2)
990	990	98,589 (36.1)	41,679 (37.4)	49,397 (37.4)	7,523 (24.0)	98,589 (36.1)				3,158 (77.4)	52,558 (28.7)	7,004 (26.1)	10,927 (45.8)	24,545 (70.2)
1000	1009	131,535 (48.2)	54,139 (49.3)	66,991 (50.7)	10,405 (33.1)	131,535 (48.2)				3,970 (57.3)	74,695 (41.0)	10,051 (56.4)	14,249 (59.7)	28,062 (60.3)
1100	1100	153,233 (56.1)	63,133 (57.5)	76,374 (58.2)	13,326 (42.4)	153,233 (56.1)				4,081 (100.0)	92,586 (50.8)	11,724 (42.4)	15,451 (64.8)	28,874 (62.6)
1400	1400	176,573 (64.6)	72,686 (66.2)	87,661 (66.4)	16,226 (51.7)	176,573 (64.6)				109,881 (50.3)	13,454 (48.7)	17,694 (47.2)	19,581 (62.1)	32,144 (69.0)
1500	1500	195,534 (71.6)	80,401 (73.3)	96,601 (73.2)	18,591 (59.2)	195,534 (71.6)				124,893 (68.6)	15,504 (56.1)	18,991 (57.6)	31,618 (60.5)	39,947 (69.0)
月平均賃金額														
月間当寮費		183,913 (100.0)	174,151 (100.0)	182,563 (100.0)	12,267 (1.2)	223,319 (100.0)				60,013 (69.1)	116,449 (87.2)	10,000 (91.8)	14,461 (13.4)	110,000 140
人間当たり単価		183,913 (134)	174,151 (134)	182,563 (134)	12,267 (1.2)	223,319 (134)				60,013 (69.1)	116,449 (87.2)	10,000 (91.8)	14,461 (13.4)	110,000 140

第1位	2	0	分位数		840	840	855	840	840	845	840
第2位	1	1	分位数		850	850	879	850	850	850	850
第3位	1	4	分位数		900	900	979	900	950	950	950
中位数	1	1	分位数		1,100	1,001	1,001	1,001	900	900	900
四分位差	0.2524	0.2524	差系数	0.2336	0.2613	0.2688	0.2778	0.2881	0.2980	0.2982	0.2982
【上段】				【下段】				累積百分比			

統括表(2) (産業・就業形態別の賃金額別別、性別年齢別)
令和2年 総括表(2)

産業：(全て)

収支形態：(全て)

基準賃金833円 産別適用除外金分割者

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)		合計	男性計	17歳以下	18~19歳	20~24歳	25~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~24歳	25~59歳	60~64歳	65歳以上		
計	円	273,135	120,217	98	1,609	86,132	11,932	9,966	10,459	152,918	410	2,472	95,991	15,691	15,867	24,488		
825 -		825	3,105	914	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	286	2191	(1.4)	(10.3)	861	107	312	658	
826 -		826	3,105	914	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
827 -		827	3,105	914	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
828 -		828	3,105	914	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
829 -		829	3,105	914	(1.1)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
830 -		830	3,649	914	(1.3)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
831 -		831	3,649	914	(1.3)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
832 -		832	3,649	914	(1.3)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(0.7)	(2.7)	
833 -		833	3,649	914	(2.5)	(1.2)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	1,133	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
834 -		834	3,649	914	(2.5)	(1.2)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	1,133	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
835 -		835	3,649	914	(2.9)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	1,133	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
836 -		836	3,649	914	(3.0)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	1,231	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
837 -		837	3,649	914	(3.0)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	1,231	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
838 -		838	3,649	914	(3.1)	(1.4)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	1,297	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
839 -		839	3,649	914	(3.1)	(1.4)	(1.5)	(1.5)	(1.5)	1,297	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
840 -		840	3,649	914	(6.0)	(3.1)	(2.9)	(2.9)	(2.9)	1,654	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
841 -		841	3,649	914	(6.1)	(3.1)	(3.1)	(3.1)	(3.1)	1,654	1	66	286	2191	(1.4)	254	(0.9)	(2.7)
842 -		842	3,649	914	(6.1)	(3.1)	(3.1)	(3.1)	(3.1)	1,679	98	2,482	165	184	184	184	184	184
843 -		843	3,649	914	(6.2)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	1,679	98	2,482	165	184	184	184	184	184
844 -		844	3,649	914	(6.2)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	1,679	98	2,482	165	184	184	184	184	184
845 -		845	3,649	914	(6.9)	(3.3)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	1,679	98	2,482	165	184	184	184	184	184
846 -		846	3,649	914	(7.0)	(3.3)	(3.2)	(3.2)	(3.2)	1,679	98	2,482	165	184	184	184	184	184

847 -	847	19,229	3,975 (3.4)		2,778 (3.2)	165 (1.4)	184 (1.8)	751 (1.2)	15,254 (10.0)	1,132 (45.8)	7,908 (6.2)	2,360 (15.0)	1,735 (12.5)	2,119 (8.7)	
848 -	848	19,334	3,975 (3.4)		2,778 (3.2)	165 (1.4)	184 (1.8)	751 (1.2)	15,358 (11.0)	1,230 (49.8)	7,908 (8.2)	2,360 (15.0)	1,742 (12.6)	2,119 (8.7)	
848 -	848	19,336	3,976 (3.4)		2,779 (3.2)	165 (1.4)	184 (1.8)	751 (1.2)	15,459 (10.0)	1,230 (49.8)	7,908 (8.2)	2,361 (15.0)	1,742 (12.6)	2,119 (8.7)	
849 -	849	45,918	6,632 (5.5)		254	4,595 (15.8)	272	334	1,078 (10.3)	40,287 (26.3)	96	1,737 (23.3)	16,118 (16.8)	4,259 (25.1)	14,140 (36.7)
850 -	850	46,919	6,632 (5.5)		254	4,595 (15.8)	272	334	1,078 (10.3)	40,288 (26.3)	96	1,737 (23.3)	16,119 (16.8)	4,259 (25.1)	14,140 (36.7)
851 -	851	46,921	6,632 (5.5)		254	4,595 (15.8)	272	334	1,078 (10.3)	40,290 (26.3)	96	1,737 (23.3)	16,119 (16.8)	4,260 (25.1)	14,141 (36.7)
852	852	47,273	6,734 (5.6)		254	4,598 (15.8)	272	334	1,078 (10.3)	40,339 (26.5)	96	1,737 (23.3)	16,269 (16.9)	4,358 (25.1)	14,142 (31.4)
853	853	47,286	6,734 (5.6)		254	4,598 (15.8)	272	334	1,078 (10.3)	40,352 (26.5)	96	1,737 (23.3)	16,282 (17.0)	4,358 (25.1)	14,142 (31.4)
854	854	47,686	6,841 (5.7)		254	4,698 (15.8)	272	334	1,185 (11.3)	40,945 (26.7)	96	1,737 (23.3)	16,473 (17.2)	4,358 (25.7)	14,142 (31.4)
855	855	47,789	6,841 (5.7)		254	4,698 (15.8)	272	334	1,185 (11.3)	40,946 (26.8)	96	1,737 (23.3)	16,575 (17.3)	4,358 (25.7)	14,143 (31.4)
856	856	47,789	6,841 (5.7)		254	4,698 (15.8)	272	334	1,185 (11.3)	40,948 (26.8)	96	1,737 (23.3)	16,575 (17.3)	4,358 (25.7)	14,143 (31.4)
857	857	47,791	6,841 (5.7)		254	4,698 (15.8)	272	334	1,185 (11.3)	40,950 (26.8)	96	1,737 (23.3)	16,576 (17.3)	4,358 (25.7)	14,143 (31.4)
858	858	47,791	6,841 (5.7)		254	4,698 (15.8)	272	334	1,185 (11.3)	40,950 (26.8)	96	1,737 (23.3)	16,576 (17.3)	4,358 (25.7)	14,144 (31.4)
859	859	48,712	7,171 (6.0)		254	4,914 (15.8)	388	432	1,185 (11.3)	41,540 (26.8)	98	1,738 (23.3)	17,152 (17.3)	4,358 (25.7)	14,144 (31.4)
860	860	48,835	7,171 (6.0)		254	4,914 (15.8)	388	432	1,185 (11.3)	41,540 (26.8)	98	1,738 (23.3)	17,152 (17.9)	4,358 (25.8)	14,144 (31.4)
861	861	48,835	7,171 (6.0)		254	4,914 (15.8)	388	432	1,185 (11.3)	41,663 (27.2)	98	1,738 (23.8)	17,268 (16.0)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
862	862	49,360	7,303 (6.1)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,317 (11.3)	42,057 (27.2)	98	1,738 (23.8)	17,268 (16.0)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
863	863	49,365	7,303 (6.1)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,317 (11.3)	42,057 (27.2)	98	1,738 (23.8)	17,268 (16.0)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
864	864	49,365	7,303 (6.1)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,317 (11.3)	42,057 (27.2)	98	1,738 (23.8)	17,268 (16.0)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
865	865	49,510	7,452 (6.2)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,466 (14.0)	42,058 (27.5)	98	1,738 (23.8)	17,336 (18.1)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
866	866	49,510	7,452 (6.2)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,483 (15.1)	42,125 (27.5)	98	1,738 (23.8)	17,336 (18.3)	4,358 (25.9)	14,144 (31.4)
867	867	49,569	7,569 (6.3)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,583 (15.1)	42,374 (27.7)	98	1,738 (23.8)	17,444 (18.3)	4,358 (25.9)	14,241 (31.7)
868	868	49,569	7,569 (6.3)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,583 (15.1)	42,374 (27.7)	98	1,738 (23.8)	17,444 (18.3)	4,358 (25.9)	14,242 (31.7)
869	869	49,694	7,613 (6.3)		254	4,814 (15.8)	388	432	1,583 (15.1)	42,374 (27.7)	98	1,738 (23.8)	17,444 (18.3)	4,358 (25.9)	14,242 (31.7)
870	870	53,384	7,813 (6.5)		254	4,992 (15.8)	388	432	1,649 (14.3)	45,571 (29.8)	98	1,738 (23.8)	18,344 (19.7)	4,668 (25.9)	16,262 (32.4)
871	871	53,501	7,813 (6.5)		254	4,992 (15.8)	388	432	1,649 (14.3)	45,689 (29.9)	98	1,738 (23.8)	18,344 (19.7)	4,668 (25.9)	16,279 (32.2)
872	872	53,501	7,813 (6.5)		254	4,992 (15.8)	388	432	1,649 (14.3)	45,689 (29.9)	98	1,738 (23.8)	18,344 (19.7)	4,668 (25.9)	16,279 (32.2)
873	873	53,633	7,813 (6.5)		254	4,992 (15.8)	388	432	1,649 (14.3)	45,821 (30.0)	98	1,738 (23.8)	18,344 (19.7)	4,668 (25.9)	16,511 (32.2)
874	874	53,633	7,813 (6.5)		254	4,992 (15.8)	388	432	1,649 (14.3)	45,826 (30.0)	98	1,738 (23.8)	18,344 (19.7)	4,668 (25.9)	16,511 (32.2)

月別平均賃金額		月間当員賃金額		月一員当たり賃金額	
875	875	54,841 (20.1)	8,304 (6.9)	254 (15.8)	5,484 (6.4)
876	876	54,991 (20.1)	8,305 (6.9)	254 (15.8)	5,485 (6.4)
877	877	55,089 (20.2)	8,305 (6.9)	254 (15.8)	5,485 (6.4)
878	878	55,620 (20.4)	8,379 (7.0)	254 (15.8)	5,484 (6.4)
879	879	55,849 (20.4)	8,379 (7.0)	254 (15.8)	5,503 (6.4)
880	880	56,060 (22.0)	10,191 (8.5)	352 (21.9)	6,292 (7.3)
881	881	56,254 (22.1)	10,287 (8.6)	352 (21.9)	6,387 (7.4)
882	882	56,254 (22.1)	10,287 (8.6)	352 (21.9)	6,387 (7.4)
883	883	56,611 (22.2)	10,287 (8.6)	352 (21.9)	6,387 (7.4)
884	884	61,880 (22.7)	10,584 (8.8)	352 (21.9)	6,589 (7.7)
890	890	64,694 (23.7)	11,078 (9.2)	370 (23.0)	6,739 (7.8)
900	909	75,496 (27.6)	13,111 (10.9)	404 (25.1)	7,848 (9.1)
910	919	76,455 (28.0)	13,447 (11.2)	404 (25.1)	8,107 (9.4)
920	929	79,711 (29.7)	14,138 (11.8)	404 (25.1)	8,339 (9.7)
930	939	81,589 (29.9)	14,799 (12.3)	404 (25.1)	8,623 (10.0)
940	949	82,906 (30.4)	15,266 (12.7)	502 (31.2)	8,875 (10.3)
950	959	87,728 (32.1)	16,662 (13.9)	502 (31.2)	9,491 (11.0)
960	969	91,172 (33.4)	17,178 (14.3)	597 (11.4)	9,815 (15.8)
970	979	94,127 (34.5)	18,498 (15.4)	804 (50.0)	10,427 (12.1)
980	989	96,930 (35.5)	18,968 (16.5)	804 (50.0)	10,830 (12.6)
990	999	98,599 (36.1)	19,356 (16.1)	804 (50.0)	11,055 (12.8)
1,000	1,089	131,535 (48.2)	31,915 (26.5)	1,498 (41.6)	19,530 (22.7)
1,100	1,199	153,233 (56.1)	40,979 (34.1)	1,609 (100.0)	26,156 (30.4)
1,200	1,299	176,573 (64.6)	54,483 (45.3)	35,801 (41.6)	2,825 (23.7)
1,300	1,399	195,534 (71.6)	65,700 (54.7)	45,224 (52.5)	3,895 (32.6)
1,400	1,499	209,976 (76.9)	74,891 (62.3)	52,274 (60.7)	5,431 (45.5)
1,500		217,335 (100.0)	120,217 (100.0)	66,132 (100.0)	11,932 (100.0)
		月平均賃金額	時間当員賃金額	月一員当たり賃金額	
		183,913 1,281	242,307 1,491	100,000 840 48	141,430 989 141
		1,281	1,491	162	167
		139	139	136	136

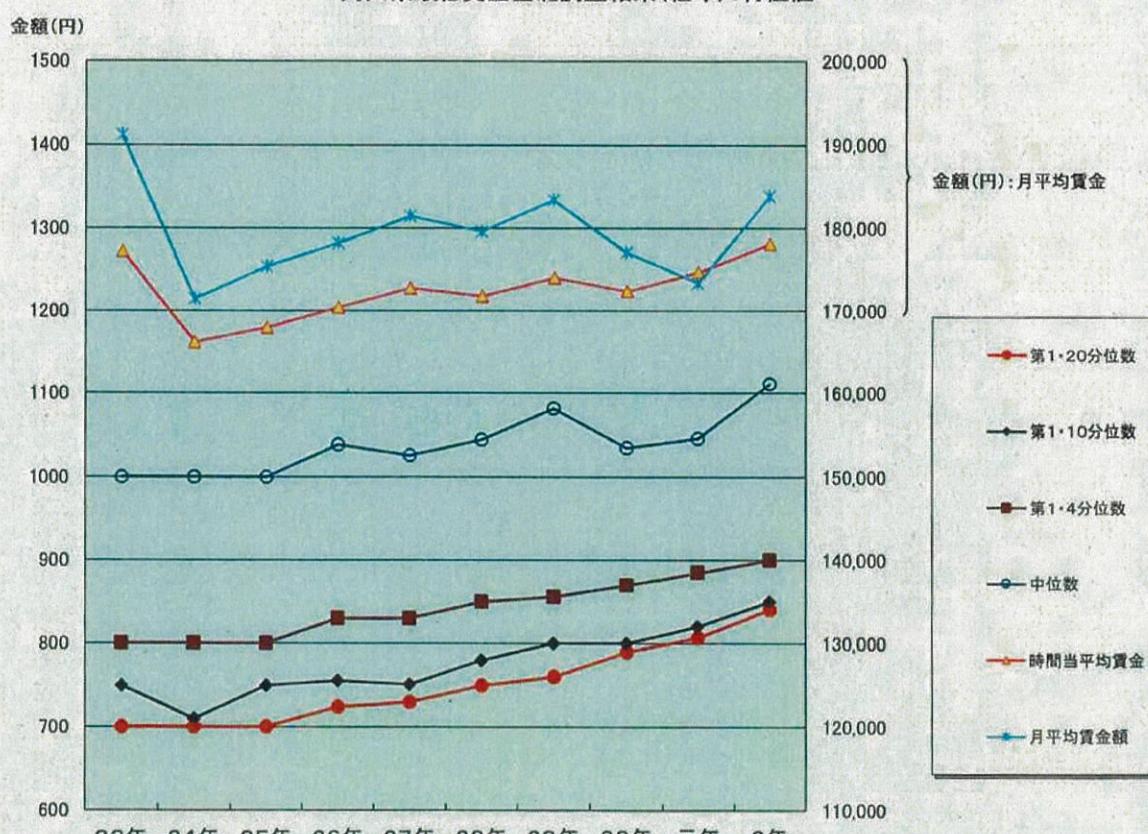
第1 - 2 0 分位数	840	850	840	850	850	840	850	840	850	850	840	850	840	850	840	850
第1 - 1 0 分位数	850	900	840	850	938	938	848	850	850	850	840	850	840	850	840	850
第1 - 1 0 分位数	1,076	1,000	840	840	1,050	1,050	850	850	850	850	840	850	850	850	850	850
中位数	1,111	1,052	840	840	1,126	1,126	909	909	909	909	880	880	850	850	850	850
四分位差	0,2524	0,2460	0,0004	0,0004	0,0000	0,0000	1,023	1,023	1,023	1,023	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
L-R					0,0771	0,0771	1,1375	1,1375	1,1375	1,1375	0,1614	0,1614	0,1785	0,1785	0,1771	0,1771
黑颈劳动者数							【下限】				0,0637	0,0637				
							黑颈劳动者比									

岡山県最低賃金基礎調査結果(経年):特性値

(単位:円)

項目 \ 調査年次	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
第1・20分位数	700	700	724	730	750	760	790	807	840
第1・10分位数	710	750	756	751	780	800	800	820	850
第1・4分位数	800	800	830	830	850	856	870	885	900
中位数	1,000	1,000	1,039	1,026	1,045	1,082	1,035	1,046	1,111
時間当平均賃金	1,161	1,179	1,204	1,228	1,218	1,240	1,224	1,247	1,281
月平均賃金額	171,497	175,467	178,269	181,506	179,639	183,454	177,127	173,418	183,913

岡山県最低賃金基礎調査結果(経年):特性値



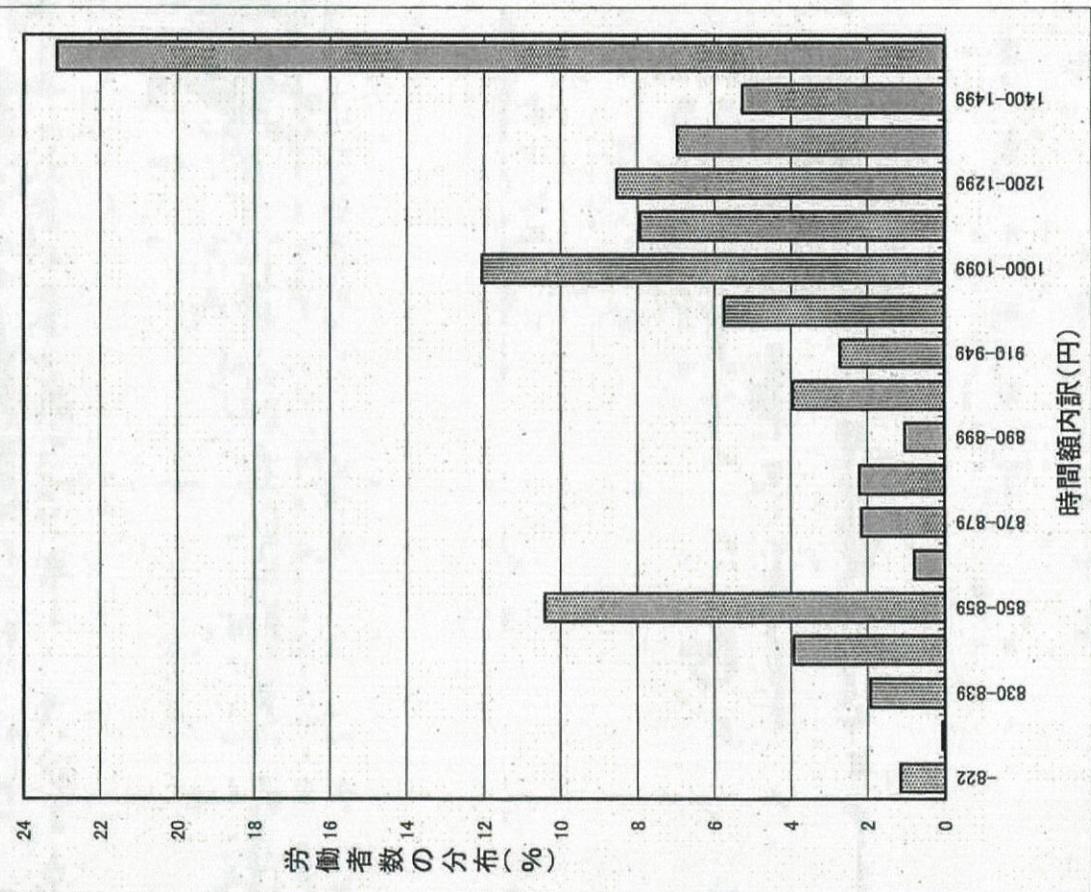
最低賃金改正の影響率

現行最賃	833
------	-----

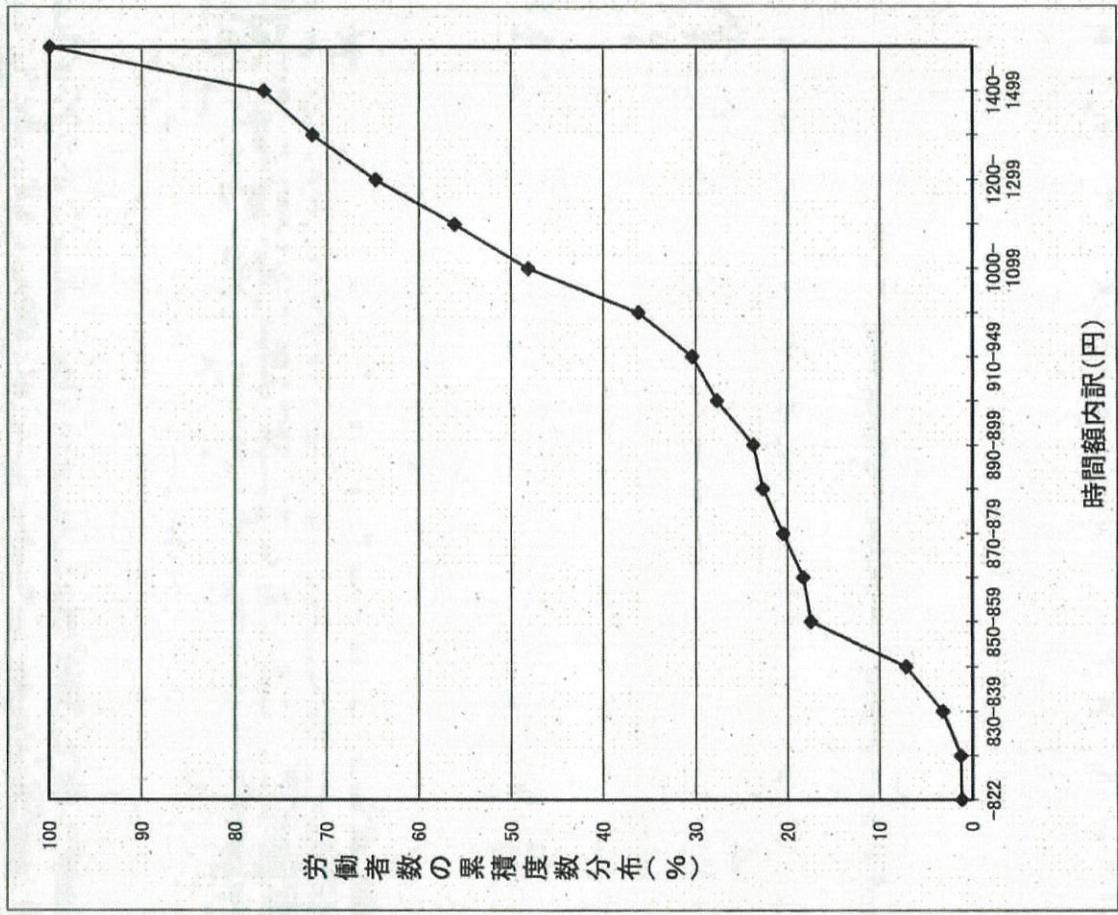
	最賃額	引上率	影響率
現行	833	0.00%	1.34
+ 1	834	0.12%	2.52
+ 2	835	0.24%	2.52
+ 3	836	0.36%	2.92
+ 4	837	0.48%	2.96
+ 5	838	0.60%	3.04
+ 6	839	0.72%	3.10
+ 7	840	0.84%	3.14
+ 8	841	0.96%	6.02
+ 9	842	1.08%	6.06
+ 10	843	1.20%	6.09
+ 11	844	1.32%	6.20
+ 12	845	1.44%	6.24
+ 13	846	1.56%	6.94
+ 14	847	1.68%	6.98
+ 15	848	1.80%	7.04
+ 16	849	1.92%	7.08
+ 17	850	2.04%	7.08
+ 18	851	2.16%	17.18
+ 19	852	2.28%	17.18
+ 20	853	2.40%	17.18
+ 21	854	2.52%	17.31
+ 22	855	2.64%	17.31
+ 23	856	2.76%	17.46
+ 24	857	2.88%	17.50
+ 25	858	3.00%	17.50
+ 26	859	3.12%	17.50

時間額に対するその該当労働者の分布

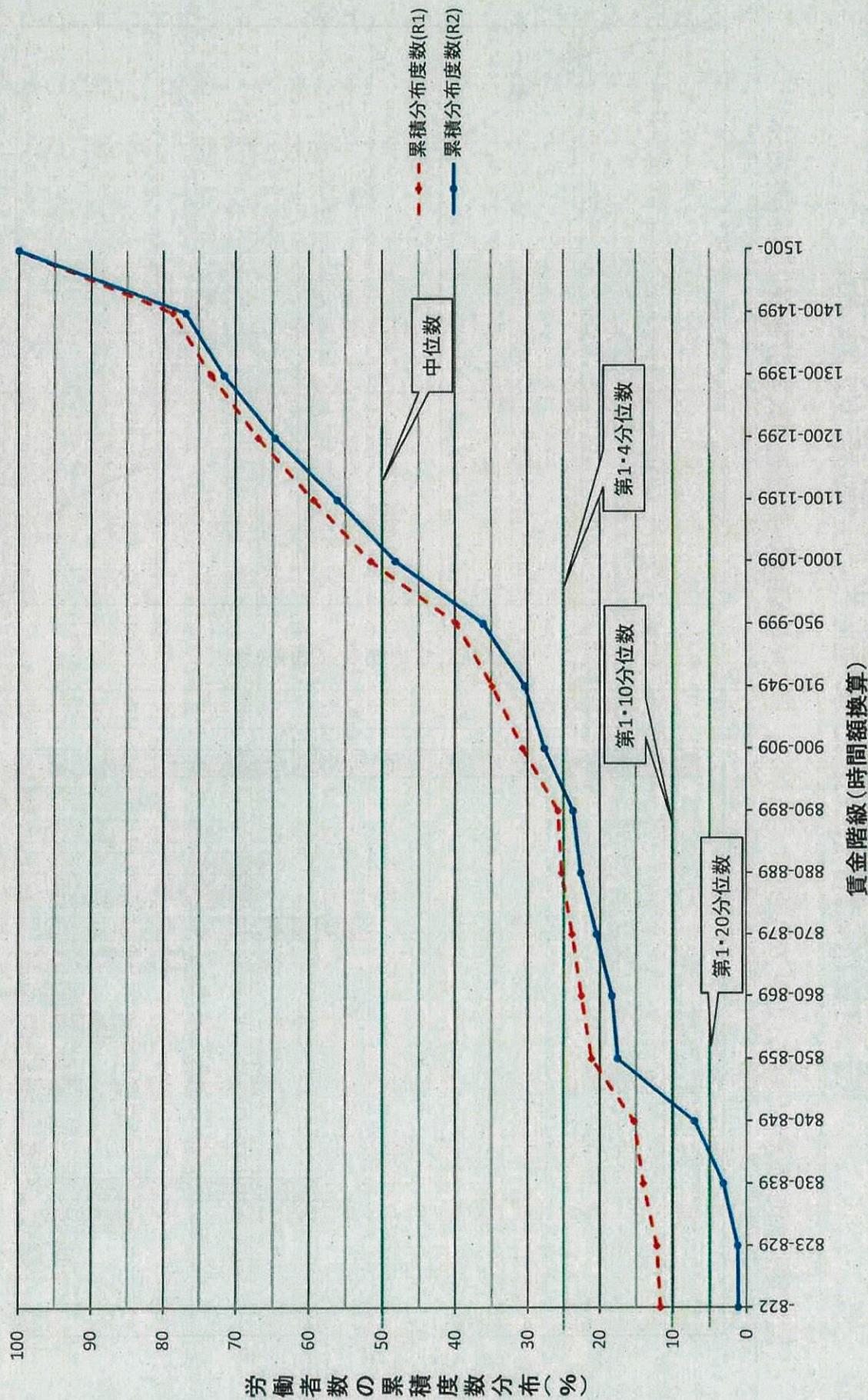
時間額に対するその該当労働者の分布



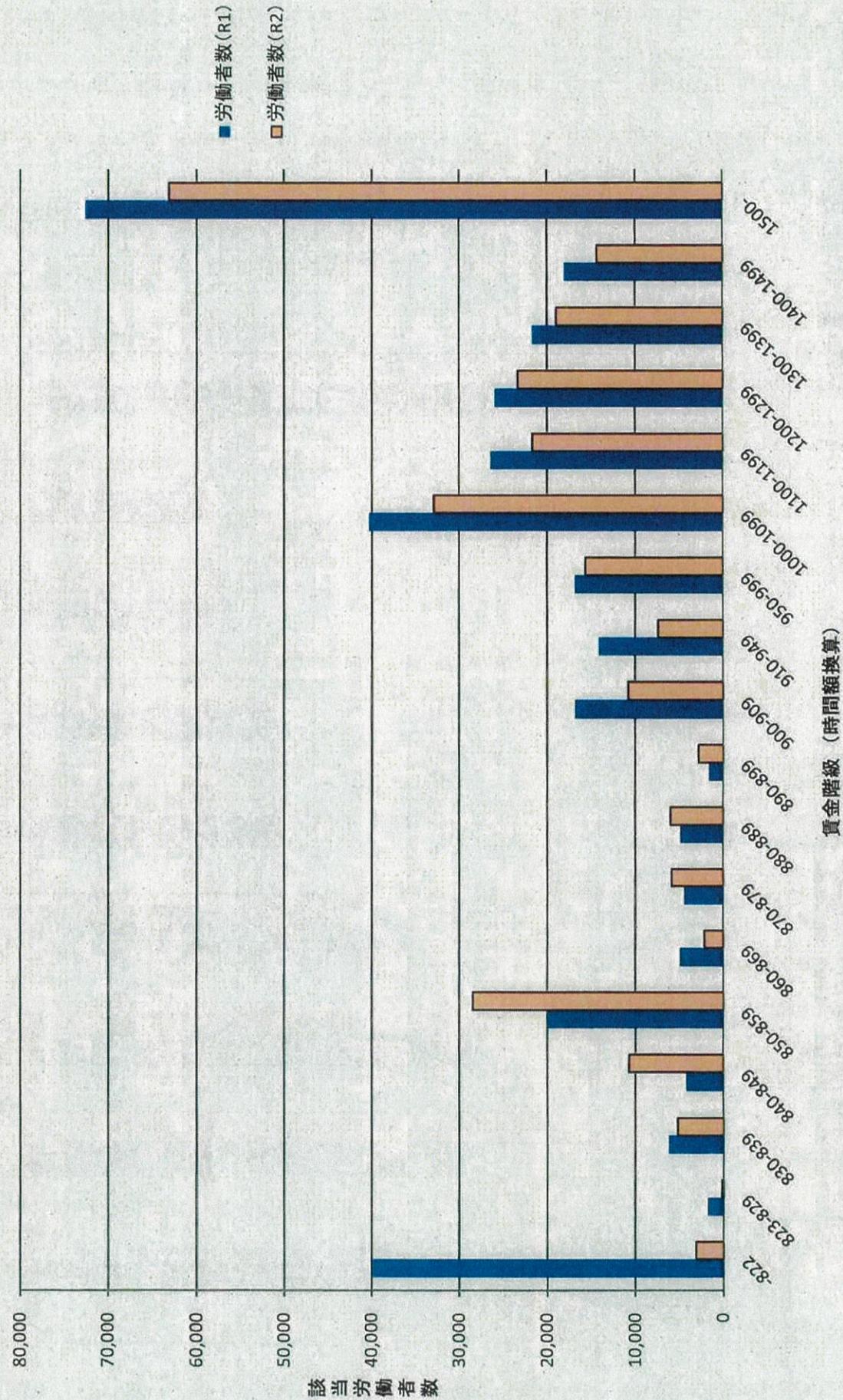
時間額に対するその該当労働者の分布



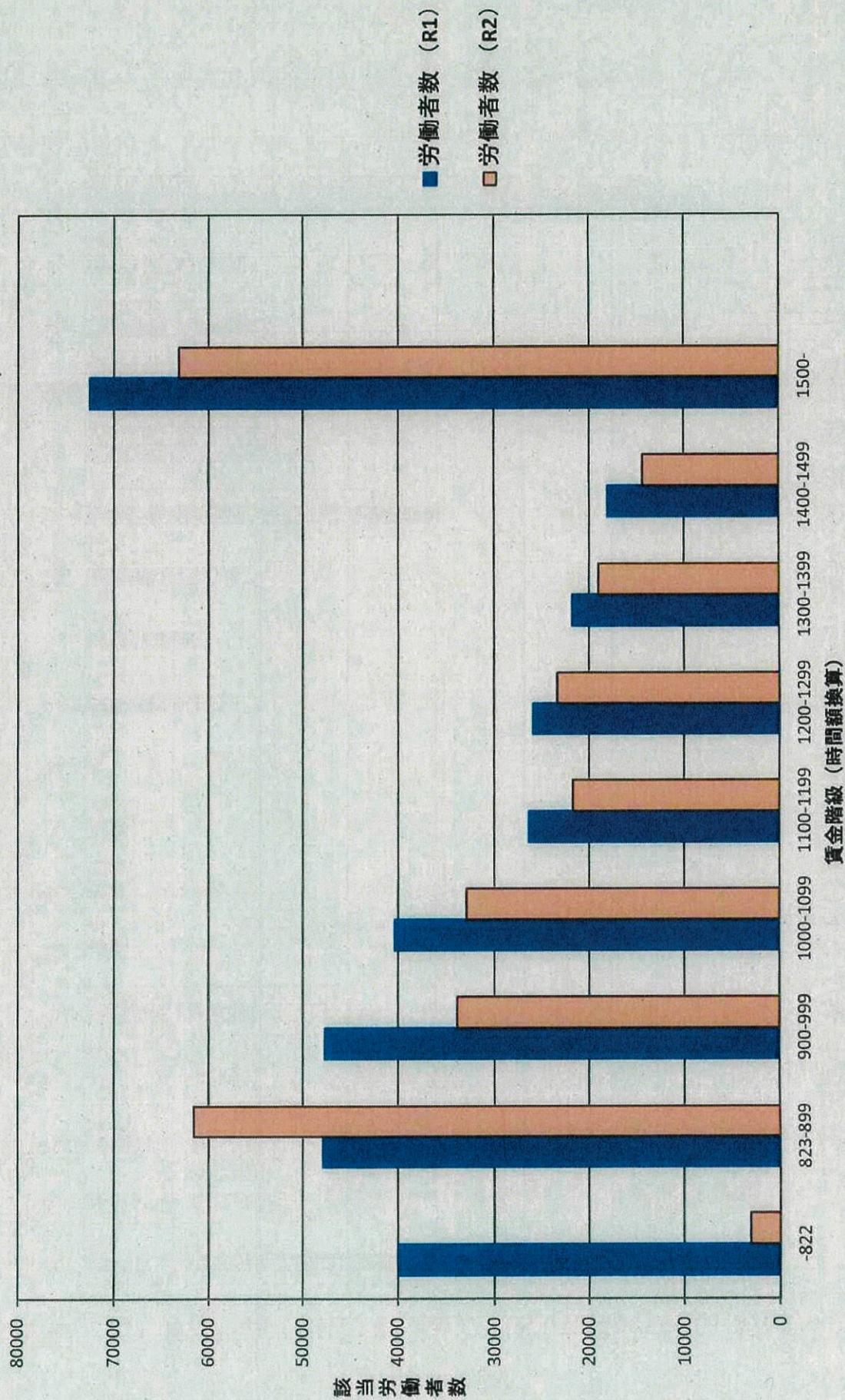
賃金階級に対する労働者の累積度数分布(前年度との比較)



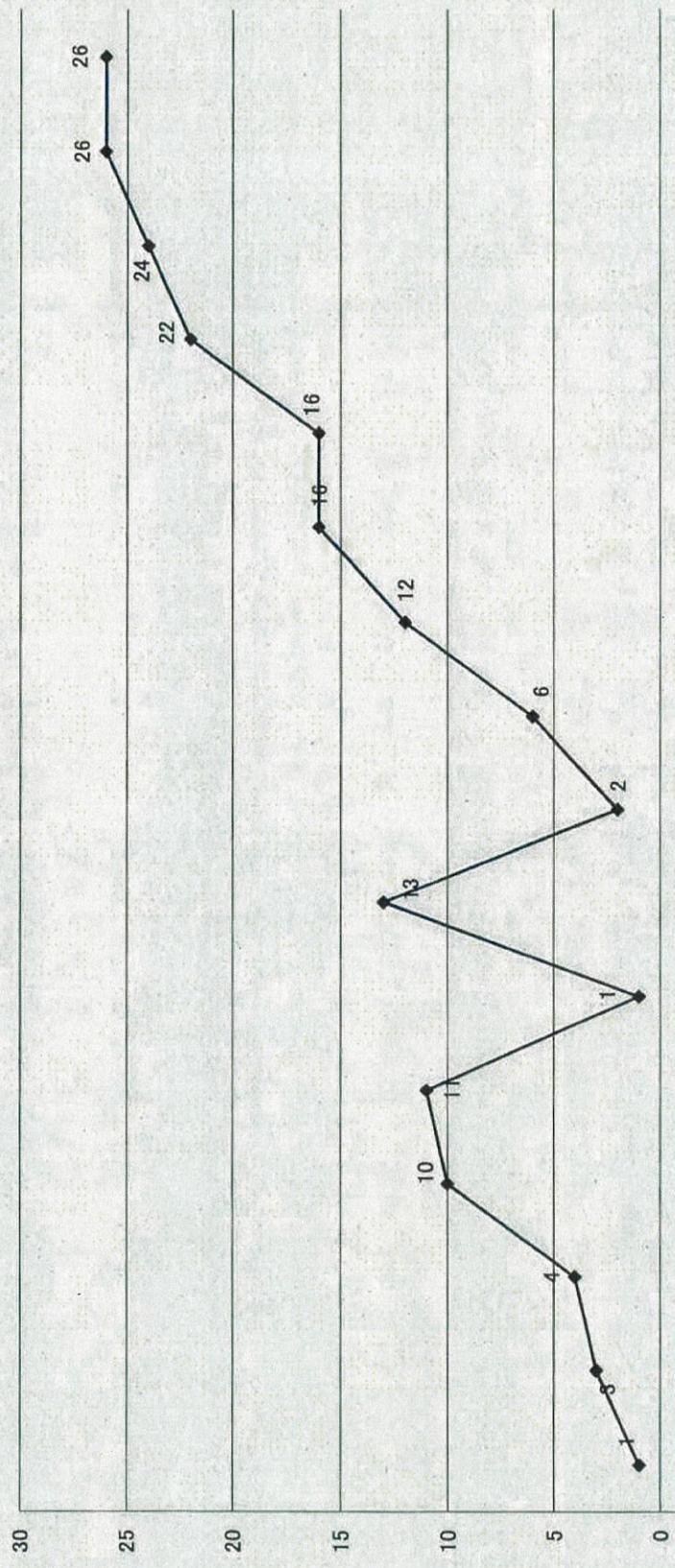
賃金階級に対するその該当労働者数(復元数)の分布(前年度との比較)



賃金階級(100円刻み)に対する該当労働者数(復元数)の分布(前年度との比較)

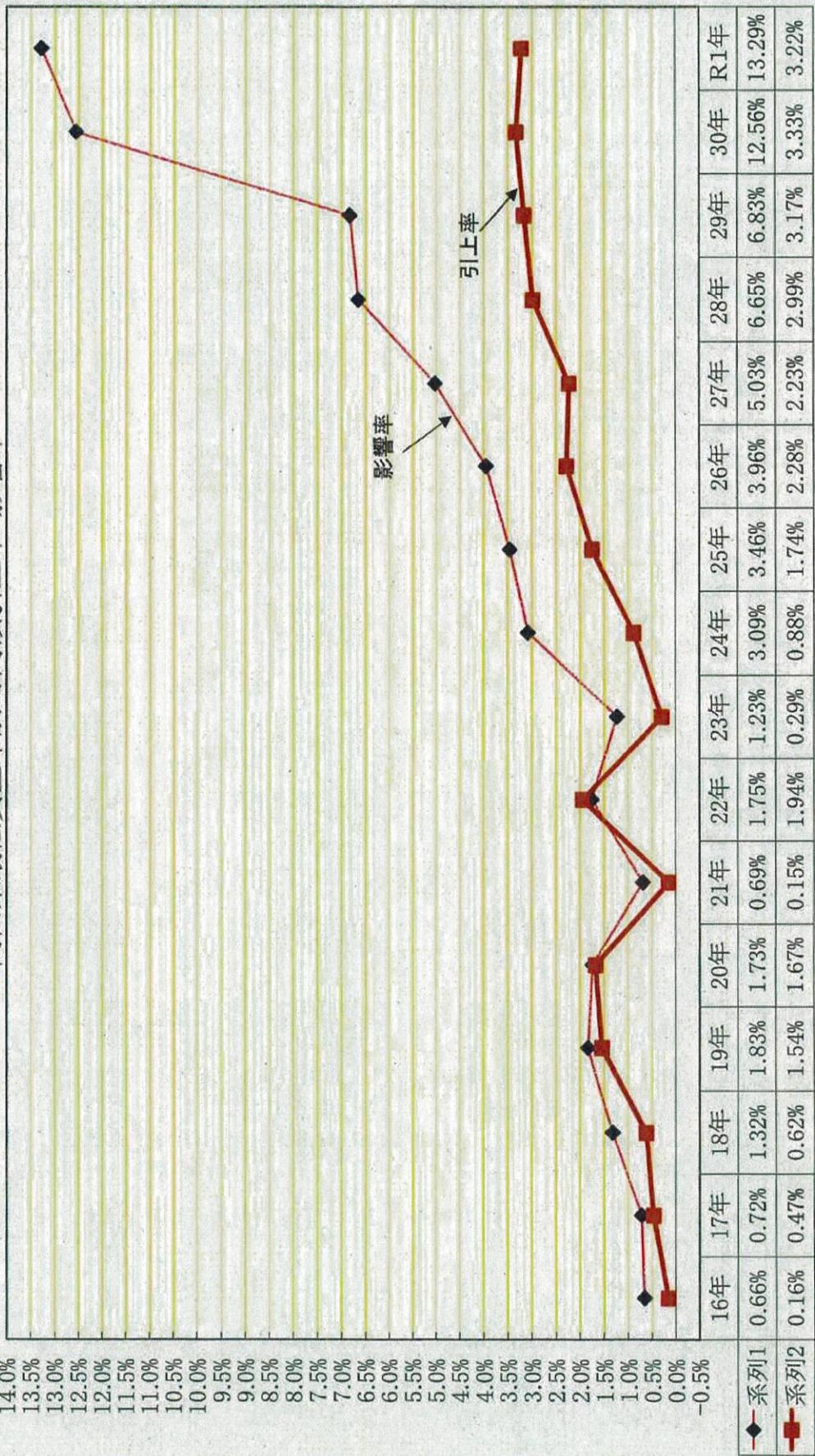


岡山県最低賃金年別時間額引上額



資料No.7

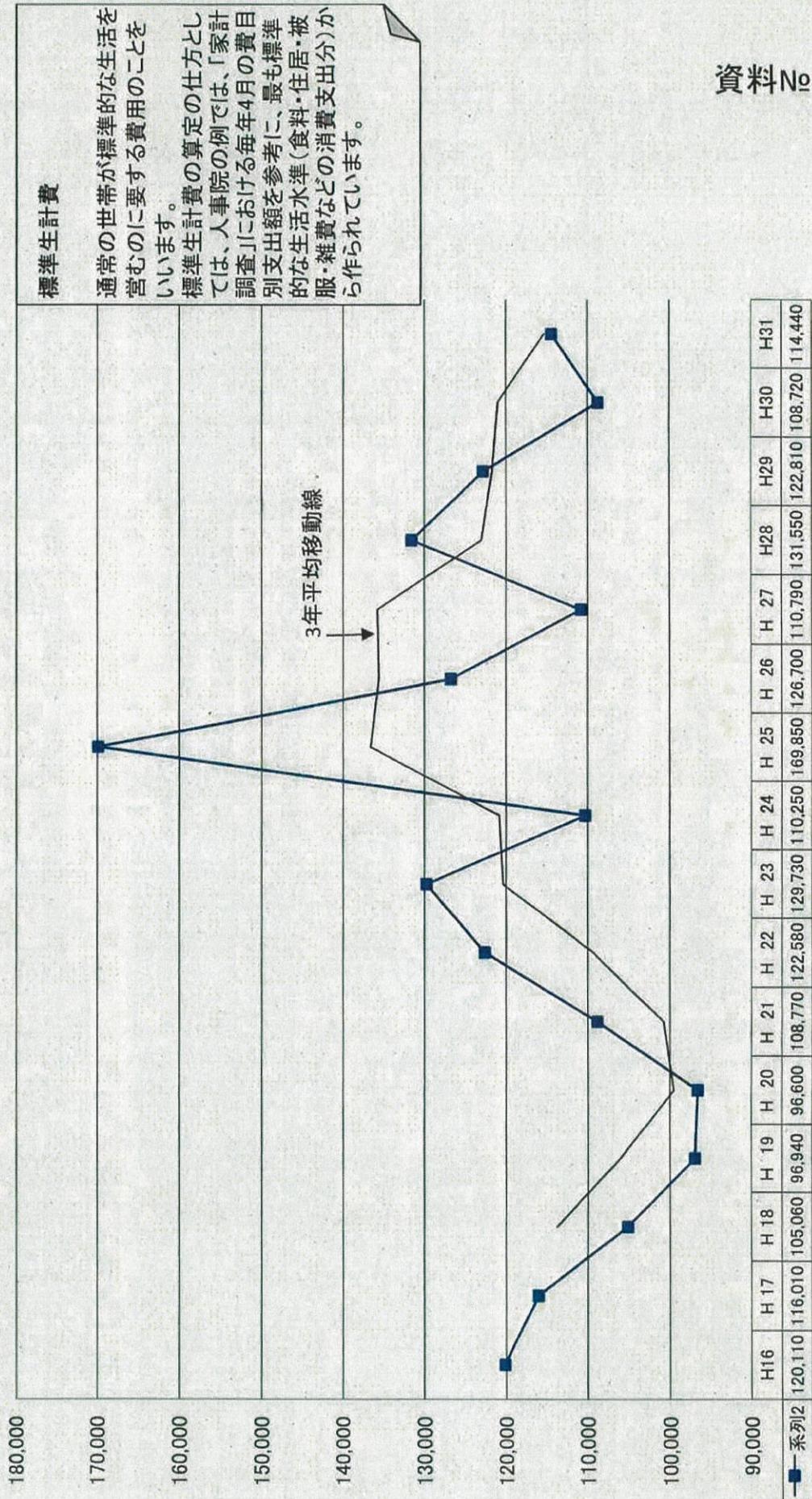
岡山県最低賃金年別時間額引上率・影響率



資料N.8

世帯人員数別(1人)標準生計費の推移(岡山市)

(円)



資料出所：岡山県人事委員会

令和元年賃金構造基本統計調査

参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差

都道府県	男女 計							
	大学院修士課程修了		大學卒		高専・短大卒		高校卒	
	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)
全国計	238.9	95.8	210.2	95.3	183.9	91.6	167.4	94.0
01 北海道	226.1	90.7	199.0	90.2	176.8	88.0	158.4	88.9
02 青森	226.3	90.7	190.2	86.3	164.7	82.0	150.5	84.5
03 岩手	216.2	86.7	193.2	87.6	169.8	84.6	151.4	85.0
04 宮城	220.5	88.4	207.0	93.9	173.6	86.5	164.1	92.1
05 秋田	217.9	87.4	190.1	86.2	164.3	81.8	149.9	84.2
06 山形	230.9	92.6	192.6	87.3	165.4	82.4	156.5	87.9
07 福島	228.3	91.5	200.7	91.0	175.4	87.4	162.5	91.2
08 茨城	236.4	94.8	202.7	91.9	179.0	89.1	169.4	95.1
09 栃木	238.5	95.6	206.5	93.7	174.7	87.0	164.2	92.2
10 群馬	229.4	92.0	204.8	92.9	177.3	88.3	167.5	94.0
11 埼玉	235.3	94.3	210.4	95.4	189.3	94.3	173.1	97.2
12 千葉	233.3	93.5	211.7	96.0	192.1	95.7	174.2	97.8
13 東京	249.4	100.0	220.5	100.0	200.8	100.0	178.1	100.0
14 神奈川	238.8	95.7	210.8	95.6	188.9	94.1	175.6	98.6
15 新潟	226.6	90.9	199.6	90.5	171.7	85.5	163.3	91.7
16 富山	228.5	91.6	204.2	92.6	178.4	88.8	167.5	94.0
17 石川	230.9	92.6	200.7	91.0	171.6	85.5	165.8	93.1
18 福井	224.8	90.1	201.9	91.6	183.3	91.3	165.8	93.1
19 山梨	248.7	99.7	199.1	90.3	183.5	91.4	168.9	94.8
20 長野	230.3	92.3	200.0	90.7	175.9	87.6	165.4	92.9
21 岐阜	229.0	91.8	199.2	90.3	179.7	89.5	166.4	93.4
22 静岡	229.9	92.2	205.8	93.3	179.3	89.3	168.6	94.7
23 愛知	231.4	92.8	210.1	95.3	186.8	93.0	170.8	95.9
24 三重	258.1	103.5	206.1	93.5	177.4	88.3	170.5	95.7
25 滋賀	235.9	94.6	207.9	94.3	184.3	91.8	174.5	98.0
26 京都	236.8	94.9	206.6	93.7	187.5	93.4	169.7	95.3
27 大阪	237.1	95.1	210.1	95.3	190.1	94.7	176.1	98.9
28 兵庫	233.7	93.7	202.6	91.9	186.6	92.9	170.8	95.9
29 奈良	226.4	90.8	203.5	92.3	194.7	97.0	169.9	95.4
30 和歌山	234.6	94.1	193.5	87.8	185.9	92.6	160.7	90.2
31 鳥取	213.9	85.8	191.2	86.7	178.9	89.1	156.9	88.1
32 島根	225.1	90.3	192.8	87.4	173.3	86.3	163.1	91.6
33 岡山	225.9	90.6	206.3	93.6	177.7	88.5	165.4	92.9
34 広島	245.6	98.5	206.2	93.5	184.0	91.6	169.4	95.1
35 山口	232.0	93.0	198.3	89.9	178.4	88.8	165.1	92.7
36 徳島	229.8	92.1	193.7	87.8	166.6	83.0	157.7	88.5
37 香川	226.0	90.6	200.3	90.8	178.4	88.8	164.8	92.5
38 愛媛	233.1	93.5	193.1	87.6	175.5	87.4	162.0	91.0
39 高知	203.6	81.6	193.7	87.8	172.7	86.0	156.3	87.8
40 福岡	229.5	92.0	203.7	92.4	177.2	88.2	163.0	91.5
41 佐賀	221.5	88.8	191.6	86.9	169.5	84.4	157.6	88.5
42 長崎	227.0	91.0	195.4	88.6	165.2	82.3	154.8	86.9
43 熊本	227.4	91.2	197.0	89.3	178.2	88.7	158.4	88.9
44 大分	223.3	89.5	191.4	86.8	174.4	86.9	165.2	92.8
45 宮崎	232.3	93.1	188.0	85.3	167.1	83.2	155.2	87.1
46 鹿児島	237.2	95.1	191.8	87.0	175.1	87.2	156.7	88.0
47 沖縄	219.3	87.9	175.0	79.4	160.0	79.7	145.2	81.5

令和元年賃金構造基本統計調査

参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差

都道府県	男							
	大学院修士課程修了		大學卒		高専・短大卒		高校卒	
	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)
全國計	239.0	95.9	212.8	95.0	184.7	92.5	168.9	95.5
01 北海道	226.4	90.9	198.4	88.5	173.7	87.0	161.2	91.1
02 青森	228.6	91.8	196.0	87.5	163.2	81.8	151.7	85.8
03 岩手	216.6	87.0	191.2	85.3	173.5	86.9	153.9	87.0
04 宮城	219.0	87.9	207.5	92.6	177.3	88.8	166.8	94.3
05 秋田	218.6	87.8	191.4	85.4	174.4	87.4	150.5	85.1
06 山形	232.9	93.5	192.8	86.0	171.3	85.8	158.2	89.4
07 福島	229.5	92.1	202.0	90.1	177.2	88.8	163.5	92.4
08 茨城	236.7	95.0	205.0	91.5	192.4	96.4	171.9	97.2
09 栃木	238.5	95.7	208.0	92.8	180.4	90.4	167.4	94.6
10 群馬	232.2	93.2	206.2	92.0	177.9	89.1	168.2	95.1
11 埼玉	236.9	95.1	212.0	94.6	196.4	98.4	174.8	98.8
12 千葉	233.3	93.7	209.8	93.6	191.8	96.1	173.5	98.1
13 東京	249.1	100.0	224.1	100.0	199.6	100.0	176.9	100.0
14 神奈川	238.9	95.9	213.0	95.0	184.9	92.6	175.4	99.2
15 新潟	226.6	91.0	203.8	90.9	178.1	89.2	167.0	94.4
16 富山	228.4	91.7	207.3	92.5	180.6	90.5	169.0	95.5
17 石川	231.5	92.9	202.3	90.3	175.4	87.9	168.2	95.1
18 福井	225.1	90.4	207.2	92.5	179.6	90.0	167.7	94.8
19 山梨	249.3	100.1	204.2	91.1	184.5	92.4	170.2	96.2
20 長野	230.2	92.4	201.7	90.0	175.1	87.7	166.8	94.3
21 岐阜	230.3	92.5	203.4	90.8	181.8	91.1	168.3	95.1
22 静岡	230.7	92.6	208.0	92.8	179.9	90.1	171.3	96.8
23 愛知	231.9	93.1	213.2	95.1	185.5	92.9	171.9	97.2
24 三重	260.3	104.5	207.8	92.7	177.7	89.0	171.5	96.9
25 滋賀	236.5	94.9	211.5	94.4	188.1	94.2	178.1	100.7
26 京都	236.0	94.7	208.1	92.9	189.2	94.8	170.8	96.6
27 大阪	237.2	95.2	214.4	95.7	188.9	94.6	177.2	100.2
28 兵庫	234.2	94.0	204.3	91.2	182.9	91.6	170.9	96.6
29 奈良	226.6	91.0	206.4	92.1	187.8	94.1	171.8	97.1
30 和歌山	237.2	95.2	199.2	88.9	182.7	91.5	163.6	92.5
31 鳥取	213.9	85.9	196.6	87.7	172.5	86.4	158.9	89.8
32 島根	225.9	90.7	197.4	88.1	180.8	90.6	163.9	92.7
33 岡山	227.2	91.2	208.4	93.0	177.5	88.9	166.7	94.2
34 広島	244.0	98.0	211.2	94.2	180.4	90.4	171.8	97.1
35 山口	235.1	94.4	199.0	88.8	180.9	90.6	167.6	94.7
36 徳島	228.6	91.8	194.3	86.7	164.8	82.6	157.9	89.3
37 香川	225.4	90.5	204.1	91.1	176.8	88.6	164.9	93.2
38 愛媛	227.9	91.5	196.0	87.5	177.7	89.0	167.9	94.9
39 高知	203.3	81.6	197.5	88.1	178.7	89.5	159.5	90.2
40 福岡	233.4	93.7	208.1	92.9	180.3	90.3	164.1	92.8
41 佐賀	228.7	91.8	193.2	86.2	174.3	87.3	159.9	90.4
42 長崎	228.0	91.5	197.8	88.3	172.4	86.4	158.3	89.5
43 熊本	227.3	91.2	197.1	88.0	183.1	91.7	159.1	89.9
44 大分	223.1	89.6	195.3	87.1	174.0	87.2	165.9	93.8
45 宮崎	232.5	93.3	189.0	84.3	164.9	82.6	157.1	88.8
46 鹿児島	238.0	95.5	191.8	85.6	176.8	88.6	159.0	89.9
47 沖縄	219.3	88.0	174.7	78.0	162.2	81.3	147.1	83.2

令和元年賃金構造基本統計調査

参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差

都道府県	女							
	大学院修士課程修了		大学卒		高専・短大卒		高校卒	
	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)	初任給 (千円)	格差 (東京=100)
全國計	238.3	95.0	206.9	95.7	183.4	90.9	164.6	91.3
01 北海道	224.7	89.6	199.8	92.4	179.4	88.9	153.6	85.2
02 青森	225.9 *	90.1	184.0	85.1	165.6	82.1	149.4	82.9
03 岩手	214.8	85.6	196.2	90.7	167.0	82.8	146.2	81.1
04 宮城	226.8	90.4	206.5	95.5	171.0	84.7	158.9	88.2
05 秋田	212.2 *	84.6	188.2	87.0	160.8	79.7	148.8	82.6
06 山形	218.4 *	87.1	192.3	88.9	160.0	79.3	154.8	85.9
07 福島	224.7	89.6	197.7	91.4	174.5	86.5	160.7	89.2
08 茨城	233.9	93.3	199.8	92.4	176.7	87.6	164.4	91.2
09 栃木	238.4	95.1	203.6	94.2	171.6	85.0	158.3	87.8
10 群馬	224.9	89.7	202.0	93.4	177.0	87.7	166.2	92.2
11 埼玉	227.7	90.8	208.5	96.4	185.5	91.9	171.4	95.1
12 千葉	233.1	92.9	213.9	98.9	192.4	95.3	175.6	97.4
13 東京	250.8	100.0	216.2	100.0	201.8	100.0	180.2	100.0
14 神奈川	238.3	95.0	208.1	96.3	191.2	94.7	176.1	97.7
15 新潟	225.2	89.8	193.4	89.5	167.5	83.0	158.1	87.7
16 富山	229.0	91.3	200.0	92.5	177.5	88.0	165.2	91.7
17 石川	223.5	89.1	196.7	91.0	170.2	84.3	162.5	90.2
18 福井	217.9 *	86.9	193.8	89.6	184.5	91.4	163.2	90.6
19 山梨	226.0 *	90.1	190.4	88.1	182.9	90.6	166.4	92.3
20 長野	231.8	92.4	197.4	91.3	176.3	87.4	162.1	90.0
21 岐阜	220.3	87.8	194.7	90.1	178.2	88.3	163.3	90.6
22 静岡	223.0	88.9	202.6	93.7	178.8	88.6	165.9	92.1
23 愛知	228.5	91.1	205.5	95.1	187.9	93.1	168.7	93.6
24 三重	241.7	96.4	203.3	94.0	177.2	87.8	168.7	93.6
25 滋賀	232.4	92.7	202.6	93.7	179.5	88.9	167.2	92.8
26 京都	239.7	95.6	205.2	94.9	186.5	92.4	167.6	93.0
27 大阪	236.4	94.3	205.3	95.0	190.8	94.5	173.5	96.3
28 兵庫	231.4	92.3	201.0	93.0	187.9	93.1	170.4	94.6
29 奈良	225.7	90.0	201.1	93.0	196.0	97.1	166.3	92.3
30 和歌山	225.5 *	89.9	186.4	86.2	186.6	92.5	156.8	87.0
31 鳥取	-	-	185.3	85.7	182.7	90.5	154.7	85.8
32 島根	215.0 *	85.7	187.4	86.7	169.8	84.1	161.2	89.5
33 岡山	223.1	89.0	204.2	94.4	177.9	88.2	160.8	89.2
34 広島	253.1	100.9	200.8	92.9	187.7	93.0	163.8	90.9
35 山口	214.3	85.4	197.3	91.3	176.9	87.7	160.1	88.8
36 徳島	235.7 *	94.0	192.6	89.1	168.1	83.3	157.3	87.3
37 香川	230.5	91.9	195.2	90.3	180.7	89.5	164.5	91.3
38 愛媛	266.2 *	106.1	188.8	87.3	173.3	85.9	149.6	83.0
39 高知	204.8 *	81.7	185.1	85.6	160.8	79.7	151.3	84.0
40 福岡	212.4	84.7	198.9	92.0	175.1	86.8	160.8	89.2
41 佐賀	211.1	84.2	188.6	87.2	167.2	82.9	152.8	84.8
42 長崎	217.1 *	86.6	192.3	88.9	162.4	80.5	149.8	83.1
43 熊本	227.6	90.7	196.9	91.1	175.4	86.9	157.0	87.1
44 大分	224.4	89.5	188.0	87.0	174.7	86.6	164.6	91.3
45 宮崎	230.8 *	92.0	186.8	86.4	168.1	83.3	152.8	84.8
46 鹿児島	229.4 *	91.5	191.9	88.8	173.2	85.8	153.5	85.2
47 沖縄	-	-	175.5	81.2	158.4	78.5	142.9	79.3

決定初任給（高校卒）の推移

年度	区分	高校卒			(現業)
		一律	事務・技術	差あり	
		基幹職	補助職		
平成27年度		163,737	167,472	159,382	165,054
28年度		164,828	167,370	159,246	166,617
29年度		165,977	167,090	159,497	167,568
30年度		167,026	168,561	159,417	168,453
令和元年度		168,696	170,298	161,058	170,066
2年度		171,454	176,967	162,400	170,413

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

(注) 1 調査対象は、東証第1部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する人手企業を加えたものである。
2 合和2年度は速報値。

資料No.10②

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額 資料No.11

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ランク	東京	1,175	1,205	1,224
	神奈川	1,201	1,227	1,242
	大阪	1,130	1,155	1,167
	愛媛	1,124	1,144	1,156
	埼玉	1,117	1,143	1,156
	千葉	1,127	1,155	1,158
B ランク	京都	1,088	1,108	1,130
	兵庫	1,113	1,148	1,134
	静岡	1,071	1,090	1,093
	滋賀	1,042	1,075	1,094
	茨城	1,041	1,060	1,058
	栃木	1,041	1,085	1,066
	福島	1,019	1,019	1,027
	宮城	1,000	1,014	1,031
	岩手	1,018	1,047	1,055
	山形	1,046	1,076	1,074
	三重	1,020	1,034	1,060
	群馬	1,035	1,051	1,060
C ランク	埼玉	1,003	1,015	1,022
	山梨	1,017	1,028	1,031
	長野	1,001	1,008	1,026
	新潟	1,047	1,085	1,068
	福井	1,002	1,026	1,035
	岐阜	1,010	1,021	1,009
	静岡	980	1,014	994
	愛知	1,025	1,052	1,052
	三重	986	1,008	997
	奈良	1,008	1,023	1,065
	和歌山	987	1,003	1,012
	大阪	978	998	995
	兵庫	1,024	1,042	1,059
	福岡	988	1,017	1,006
	大分	939	970	986
D ランク	宮崎	942	971	964
	鹿児島	970	1,006	991
	沖縄	959	978	1,005
	鹿児島	969	984	986
	宮崎	971	983	992
	鹿児島	935	964	961
	宮崎	941	967	994
	鹿児島	914	927	940
	宮崎	929	943	957
	鹿児島	954	970	952
	宮崎	901	934	910
	鹿児島	915	933	937
	宮崎	929	949	948
	沖縄	974	981	999
全国		1,059	1,075	1,086

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ランク	東京	1,111	1,149	1,161
	神奈川	1,132	1,151	1,161
	大阪	1,074	1,098	1,107
	愛知	1,046	1,068	1,073
	埼玉	1,056	1,081	1,089
	千葉	1,070	1,091	1,101
B ランク	京都	1,029	1,051	1,066
	兵庫	1,052	1,083	1,069
	静岡	1,017	1,034	1,036
	滋賀	993	1,024	1,041
	茨城	983	998	1,004
	栃木	982	1,024	1,008
	福島	970	974	979
	広島	947	966	980
	長崎	964	985	997
	富山	992	1,019	1,016
	三山	963	978	992
	群馬	971	991	1,003
C ランク	山梨	949	966	965
	山口	956	970	972
	鳥取	945	956	968
	島根	989	1,025	1,003
	岡山	953	980	980
	広島	954	969	959
	福井	939	968	953
	岐阜	969	996	992
	三重	937	956	948
	愛知	955	978	993
	静岡	949	964	971
	長野	933	953	951
	新潟	958	978	984
	福島	935	970	955
D ランク	島根	899	927	939
	鳥取	899	917	917
	島根	917	953	934
	愛媛	917	927	955
	高知	918	929	935
	徳島	919	928	935
	香川	896	917	923
	徳島	910	926	948
	高知	877	886	898
	徳島	887	901	909
	香川	914	922	909
	高知	868	898	879
	徳島	880	896	897
	徳島	888	904	905
	高知	928	934	954
	徳島	928	934	954
	徳島	928	934	954
	徳島	928	934	954
全国		1,003	1,020	1,028

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

2020年7月1日
日本銀行岡山支店

岡山県金融経済月報

(2020年7月)

資料No.12

1. 概況

県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱い動きが続いている。

最終需要をみると、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱い動きが続いているものの、最近では持ち直しの兆しがみられている。設備投資は、幾分減少しているが、高水準を維持している。住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、高水準で推移している。輸出は、一段と減少している。

こうしたもとで、県内主要製造業の生産は、低水準が続いている。

雇用・所得環境をみると、新型コロナウイルス感染症の影響から、労働需給は弱めの動きがみられているほか、雇用者所得も下押し圧力が強い状態にある。

2. 実体経済

(1) 個人消費

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱い動きが続いているものの、最近では持ち直しの兆しがみられている。

百貨店・スーパー売上高は、弱い動きが続いているものの、最近では持ち直しの兆しがみられている。乗用車販売は、弱い動きとなっている。家電販売は、持ち直しつつある。この間、旅行取扱高は、前年を大きく下回った。主要観光地への入り込みは、前年を大きく下回った。

(2) 設備投資

県内企業の設備投資は、幾分減少しているが、高水準を維持している。

20/6月短観調査における設備投資額は、19年度は、製造業が前年を上回ったものの、非製造業が前年を下回ったことから、全体では前年を下回った。20年度は、製造業、非製造業ともに前年度から幾分減少する計画となっている。

この間、着工建築物床面積(非居住用<3月～5月>)は、前年を下回った。

(3) 住宅投資

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

5月の県内新設住宅着工戸数をみると、貸家系は前年を上回ったものの、持家系が前年を下回ったため、全体では前年を下回った。

(4) 公共投資

公共投資は、高水準で推移している。

発注の動きを示す県内公共工事保証請負額をみると、5月は、「県」を中心前年を下回った。

(5) 輸出

輸出は、一段と減少している。

5月の県内輸出（通関実績）をみると、石油製品や化学製品を中心に前年を下回った。

(6) 生産

県内主要製造業の生産は、低水準が続いている。

4月の県内鉱工業生産指数（直近計数）の季調済前月比は、2か月振りに低下した。

主 要 製 造 業 の 生 产 動 向

業種	足もとの動向
自動車	低水準が続いている。
鉄鋼	減少している。
化 学	生産水準が低下している。
石油・石炭	弱めの動きとなっている。
造船	高操業となっている。
織 繩	弱めの動きとなっている。
電気機械	持ち直しつつあるものの、このところそのペースが鈍化している。
窯業・土石	減少している。
農機具	弱めの動きとなっている。
工作機械	減少している。

(7) 雇用・所得

労働需給は引き締まった状態が続いているが、新型コロナウイルス感染症の影響による弱めの動きがみられている。雇用者所得も感染症による下押し圧力が強い状態にある。

労働需給面をみると、5月の有効求人倍率は、高水準にあるが、感染症の影響により前月より低下した。4月の所定外労働時間は、前年を下回った。

雇用面をみると、4月の常用労働者数は、前年を下回った。5月の解雇者数は前年を上回ったが、雇用保険受給者数は、前年を下回った。

賃金面をみると、4月の一人当たり現金給与総額は、前年を上回った。

(8) 物 価

5月の岡山市消費者物価指数（2015年基準、生鮮食品を除くベース）は、生鮮食品を除く食料や住居を中心に前年を上回った。

(9) 企業倒産

5月の県内企業倒産（東京商工リサーチ調べ、負債総額10百万円以上）をみると、倒産件数は前年を下回った。負債総額は前年を上回った。

3. 金 融

(1) 実質預金

5月の県内実質預金をみると、全体では前年を上回った。

(2) 貸 出

5月の県内貸出をみると、全体では前年を上回った。

(3) 貸出約定平均金利

5月の新規貸出約定平均金利（総合ベース）、ストック金利（同）は、ともに前月比低下した。

以 上

内容についてのご照会は下記までお願いします。

〒 700-8707 岡山市北区丸の内1-6-1 日本銀行岡山支店 総務課

TEL 086-227-5111 (代表)

FAX 086-227-6350

ホームページアドレス <https://www3.boj.or.jp/okayama/>

岡山県内主要金融経済指標

[前年比 %、P=速報値、r=改訂値]

	個人消費関連									
	百貨店・スーパー売上高				乗用車新車登録台数 (含む軽自動車)		家電量販店売上高		旅行取扱額	
	岡山	全国	岡山	全国	岡山	全国	岡山	全国	岡山	全国
18年度	▲0.5	▲0.4	▲3.4	▲0.9	3.1	0.3	3.5	1.6	▲6.0	r ▲4.2
19年度	0.2	▲1.6	▲4.5	▲5.2	▲9.1	▲4.4	▲0.7	0.4	▲9.0	▲7.6
19 7~9	4.2	2.0	8.7	6.8	▲3.1	7.5	9.0	12.4	▲2.4	▲1.4
10~12	▲3.0	▲4.1	▲9.8	▲8.8	▲23.8	▲16.0	▲14.1	▲11.2	▲4.2	▲3.0
20 1~3	▲1.0	▲3.5	▲12.5	▲16.8	▲12.4	▲10.0	▲5.2	▲3.1	▲40.4	▲35.6
20 2	3.8	0.3	▲4.2	▲12.2	▲14.3	▲9.8	4.0	1.9	▲22.4	▲18.9
3	▲5.4	▲8.8	▲26.9	▲33.4	▲11.2	▲8.9	▲12.2	▲7.1	▲79.1	▲71.4
4	▲11.4	▲18.6	▲58.3	▲72.8	▲29.8	▲30.4	▲3.7	r ▲13.5	▲96.4	n.a.
5 P	▲6.7	P ▲13.4	▲47.0	▲65.6	▲50.5	▲46.7	P 9.1	P ▲5.8	n.a.	n.a.
資料出所	経済産業省	中国四国 百貨店協会	日本百貨店 協会	中国運輸局 岡山運輸支局 ほか	自販運ほか	経済産業省 ほか	経済産業省	日本銀行 岡山支店	観光庁	

(注) 1. 百貨店・スーパー売上高は、全店ベース。百貨店売上高は、既存店ベース。

2. 百貨店売上高(岡山)および乗用車新車登録台数(同)の年度・四半期については、日本銀行岡山支店で算出。

3. 旅行取扱額(岡山)は、19年3月までの計数と、19年4月以降の計数が連続しない。

[前年比 %、r=改訂値]

	住宅投資関連				設備投資関連			
	新設住宅着工戸数			着工建築物床面積 (非居住用)	企業短期経済観測調査		設備投資額(全産業)	
	岡山	持家系	貸家系		岡山	全国	岡山	全国
18年度	3.2	9.2	▲3.9	0.7	1.7	▲4.3	18年度(実績)	21.8 6.6
19年度	▲13.2	▲1.8	▲28.1	▲7.3	▲26.1	▲6.0	19年度(実績)	▲2.1 ▲0.6
19 7~9	▲6.6	13.2	▲28.7	▲5.4	▲38.0	▲7.4	20年度(計画)	▲13.2 ▲0.8
10~12	▲0.9	13.6	▲19.9	▲9.4	▲35.0	▲9.1		
20 1~3	▲31.1	▲31.8	▲30.2	▲9.9	▲3.7	▲6.4		
20 2	▲40.6	▲19.0	▲66.0	▲12.3	7.3	▲2.6		
3	▲2.6	▲4.0	▲1.1	▲7.6	10.2	11.5		
4	2.2	▲5.7	23.4	▲12.9	▲40.3	▲9.1		
5	▲1.6	▲11.1	22.0	▲12.3	4.5	▲2.6		
資料出所	国土交通省			国土交通省			日本銀行岡山支店	

(注) 1. 新設住宅着工戸数の持家系は持家および分譲住宅(含マンション)、貸家系は貸家および賃貸住宅の各合計。

年度・四半期計数については、日本銀行岡山支店で算出。

2. 着工建築物床面積(非居住用)の年度・四半期計数については、日本銀行岡山支店で算出。

[前年比 %、r=改訂値]

	公共投資関連		輸出関連	
	公共工事保証請負額		通関実績・輸出 (円ベース)	
	岡山	全国	岡山	全国
18年度	15.2	1.1	12.1	1.9
19年度	25.4	6.8	▲10.4	▲6.0
19 7~9	67.8	12.2	▲14.0	▲5.0
10~12	27.2	4.4	▲21.1	▲7.8
20 1~3	▲6.1	7.1	11.8	▲5.5
20 2	▲29.9	▲5.4	15.9	▲1.0
3	24.5	12.9	9.2	▲11.7
4	▲5.8	3.2	▲24.6	▲21.9
5	▲4.8	▲6.4	▲40.2	▲28.3
資料出所	西日本建設業保証ほか	神戸税關	財務省	

(注) 公共工事保証請負額(岡山)の四半期計数、通關実績・輸出の

年度・四半期計数は、日本銀行岡山支店で算出。

岡山県内主要金融経済指標

[P=速報値、r=改訂値]

	生産関連					
	鉱工業指数【岡山：2015年基準、全国：2015年基準、季調済前月（期）比、（ ）内は原指数前年比、%】					
	生産		出荷		在庫	
	岡山	全国	岡山	全国	岡山	全国
18年度	2.7	0.3	2.4	0.2	▲0.5	0.2
19年度	▲3.3	▲3.8	▲5.8	▲3.6	9.7	2.9
19 7~9	▲1.8 (▲1.3)	▲1.1 (▲1.1)	▲2.5 (▲4.7)	▲0.1 (▲0.2)	▲4.4 (0.8)	▲1.1 (0.9)
10~12	▲4.0 (▲4.8)	▲3.6 (▲6.8)	▲4.5 (▲6.9)	▲3.9 (▲6.5)	6.5 (11.4)	0.7 (1.2)
20 1~3	▲0.6 (▲4.8)	0.4 (▲4.5)	▲0.8 (▲4.0)	▲0.6 (▲5.2)	1.6 (9.7)	2.3 (2.9)
20 2	▲0.1 (▲7.1)	▲0.3 (▲5.7)	0.8 (▲4.0)	1.0 (▲5.4)	▲0.3 (7.1)	▲1.7 (1.6)
3	2.5 (▲2.5)	▲3.7 (▲5.2)	1.5 (▲2.7)	▲5.8 (▲6.5)	4.1 (9.7)	1.9 (2.9)
4	▲7.3 (▲11.8) r	▲9.8 (r ▲15.0)	▲3.4 (▲10.3) r	▲9.5 (r ▲16.6)	▲1.7 (2.6)	▲0.3 (2.7)
5	n.a.	P ▲8.4 (P ▲25.9)	n.a.	P ▲8.4 (P ▲26.5)	n.a.	P ▲2.5 (P ▲0.4)
資料出所	全国：経済産業省、岡山：岡山県統計分析課					

(注) 1. 鉱工業指数のうち、在庫の年度および四半期の数値は未定。
2. 鉱工業指数（岡山）の年度計数については、日本銀行岡山支店で算出。

[P=速報値、r=改訂値]

	雇用・所得関連					
	有効求人倍率 〔季調済 倍〕		所定外労働時間指數 〔全産業〕 〔前年比 %〕		常用雇用指數 〔全産業〕 〔前年比 %〕	
	岡山	全国	岡山	全国	岡山	全国
18年度	1.99	1.62	▲2.2	▲1.7	0.7	1.2
19年度	1.99	1.55	▲9.2	▲2.5	0.1	1.9
19 7~9	2.01	1.59	▲11.4	▲1.0	0.6	2.0
10~12	2.01	1.57	▲12.7	▲2.4	0.1	2.2
20 1~3	1.91	1.44	▲9.9	▲4.1	▲1.3	1.9
20 2	1.92	1.45	▲9.8	▲3.8	▲1.6	1.9
3	1.90	1.39	▲13.2	▲8.5	▲1.0	1.9
4	1.76	1.32	▲14.6	▲18.9	▲1.6	1.5
5	1.59	1.20	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
資料出所	岡山労働局	厚生労働省	全国：厚生労働省、岡山：岡山県統計分析課			

(注) 1. 所定外労働時間指數、常用雇用指數および現金給与総額指數は、事業所規模5人以上の計数。
2. 所定外労働時間指數（岡山）、常用雇用指數（同）および現金給与総額指數（同）の
年度・四半期計数については、日本銀行岡山支店で算出。

[r=改訂値]

	企業倒産関連						物価関連	
	倒産件数 〔件〕		負債総額 〔百万円〕				消費者物価指數 （除く生鮮食品）	
	岡山	全国	岡山	全国	岡山市	全国	岡山市	全国
18年度	60	▲13.0	▲3.1	6,762	▲65.7	▲47.5	18年	0.5
19年度	78	30.0	6.4	11,226	66.0	▲21.9	19年	0.2
19 7~9	22	37.5	8.2	2,129	▲5.0	▲29.8	19 7~9	0.2
10~12	21	16.7	6.8	4,399	154.6	14.7	10~12	0.3
20 1~3	22	37.5	12.9	3,806	166.7	▲34.4	20 1~3	0.6
20 2	5	▲16.7	10.7	475	▲23.1	▲63.4	20 2	0.6
3	7	75.0	11.8	2,542	438.6	9.1	3	0.6
4	5	400.0	15.2	1,257	738.0	35.6	4	0.2
5	6	▲14.3	▲54.8	657	87.7	▲24.3	5	0.1
資料出所	東京商工リサーチ						総務省	

(注) 倒産件数および負債総額、消費者物価指數（岡山市）の四半期計数は、日本銀行岡山支店で算出。

岡山県内主要金融経済指標

[前年比 %、億円、r=改訂値]

年・月	平 残					
	実質預金					
18年度	2.4	2.2	▲1.0	2.9	1.3	1.1
19年度	1.8	▲1.2	▲4.8	2.8	1.3	1.0
19 7~9	1.8	0.1	▲4.6	2.5	1.4	1.5
10~12	1.7	0.1	▲3.7	2.6	1.0	0.2
20 1~3	2.2	2.7	▲4.9	3.1	0.5	0.7
20 2	2.4	3.2	▲4.9	3.4	0.4	0.7
3	2.0	4.7	▲4.6	2.6	0.0	0.7
4	2.7	3.7	▲0.6	3.6	0.5	1.1
5	3.8	3.4	▲1.7	5.1	1.5	2.0
20/5 水準	109,010	8,153	3,663	61,172	13,057	17,891
						5,070
資料出所	日本銀行岡山支店					

[前年比 %、億円、r=改訂値]

年・月	平 残					
	貸 出					
18年度	4.4	3.2	1.2	5.3	3.8	0.7
19年度	3.2	11.0	2.3	3.0	1.8	0.9
19 7~9	3.2	9.7	3.3	3.0	2.1	0.8
10~12	2.9	13.8	0.0	2.5	1.0	0.9
20 1~3	3.5	15.8	0.9	3.2	1.3	1.0
20 2	3.7	15.9	▲0.5	3.3	1.4	1.1
3	3.6	15.2	▲0.2	3.3	1.3	0.9
4	3.7	13.4	▲0.1	3.9	1.0	0.6
5	4.0	16.3	▲1.9	4.0	0.8	0.8
20/5 水準	65,337	5,148	798	38,535	10,957	7,657
						2,239
資料出所	日本銀行岡山支店					

[%、r=改訂値]

月 中	貸出約定平均金利 (新規実行ベース・総合・岡山県内)						
	総平均 (当貸除く)		都銀	信託	地銀	地銀II	信金
	短期	長期					
19	3	0.908	1.065	0.827	0.408	0.625	0.792
	6	0.891	1.086	0.761	0.493	0.306	0.740
	9	1.024	1.097	0.964	0.452	0.626	0.937
	12	1.005	1.093	0.927	0.444	0.552	0.887
20	3	0.906	1.083	0.810	0.498	0.533	0.823
	2	0.966	1.006	0.924	0.474	0.216	0.836
	3	0.906	1.083	0.810	0.498	0.533	0.823
	4	1.007	1.061	0.962	0.481	0.297	0.893
	5	0.713	1.082	0.572	0.399	0.408	0.620
資料出所	日本銀行岡山支店						

[%、r=改訂値]

月 末	貸出約定平均金利 (ストックベース・総合・岡山県内)						
	総平均			都銀	信託	地銀	地銀II
	短期	長期	当貸				
19	3	1.105	1.320	1.058	1.393	0.905	0.830
	6	1.094	1.334	1.046	1.391	0.876	0.832
	9	1.085	1.339	1.038	1.357	0.841	0.828
	12	1.072	1.315	1.029	1.290	0.853	0.813
20	3	1.060	1.313	1.019	1.272	0.795	0.786
	2	1.064	1.312	1.023	1.274	0.835	0.815
	3	1.060	1.313	1.019	1.272	0.795	0.786
	4	1.057	1.314	1.016	1.281	0.812	0.791
	5	1.046	1.321	1.003	1.285	0.799	0.789
資料出所	日本銀行岡山支店						

[億円、r=改訂値]

	銀行券発行 (▲) 還収超	
	前年	
18年度	▲3,690	▲3,840
19年度	▲3,497	▲3,690
19 7~9	▲826	▲790
10~12	▲1,694	▲1,763
20 1~3	▲191	▲293
20 2	▲265	▲286
3	▲317	▲330
4	▲590	▲1,038
5	11	580
資料出所	日本銀行岡山支店	

- (注) 1. 実質預金・貸出(平残)は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)および信用組合の岡山県内店舗ならびに岡山県内に本店を置く信用金庫の全店舗ベース(6業態計)。
 2. 実質預金は、総預金(表面預金)から切手手形を控除したもの(ただし、信用組合については総預金ベース)。
 3. 貸出は、中央政府向けを除く。
 4. 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 5. 貸出約定平均金利は、国内銀行(一部先を除く)の岡山県内店舗および岡山県内に本店を置く信用金庫の全店舗ベースの貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 6. 新規実行ベースは、当月末貸出残高のうち、当該月中において実行した貸出(書替継続を含む)にかかるもの。新規の総合は当座貸越を除く。銀行勘定の平均。
 7. ストックベースは、銀行勘定と信託銀行の信託勘定との合算。
 8. 約定時の貸出期間が1年未満の貸出を「短期」、1年以上の貸出を「長期」とする。